

目 次

津市条例

- 津市固定資産評価審査委員会条例及び津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市住居表示審議会条例の一部を改正する条例
- 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市介護保険条例の一部を改正する条例
- 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市営浄化槽条例の一部を改正する条例
- 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則
- 津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
- 津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則
- 津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市事務分掌規則の一部を改正する規則
- 津市営浄化槽条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令
- 津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

認可地縁団体の告示事項の変更

指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

津市告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

認可地縁団体の告示事項の変更

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適合性判定に関する告示

議決を経た予算等の公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公示送達

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

自動車臨時運行許可番号標の失効

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

財政公表

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の認定の告示の訂正

市道路線の区域決定の告示の訂正

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の区域変更

コミュニティバス（北部地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南部地域（久居北・片田・高茶屋ルート及び久居南・雲出ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南部地域（久居西循環ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（北西部地域（芸濃地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（北西部地域（安濃地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（美里地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（一志地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（白山地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域（美杉東ルート及び美杉西ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域（美杉南ルート及び美杉循環ルート））の使用料徴収事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市公告

都市公園の設置及び供用開始

都市計画の変更に係る縦覧

都市計画の変更に係る縦覧

都市計画の変更に係る縦覧

浄化槽処理促進区域の指定

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市上下水道事業管理規程

津市上下水道事業管理規程で定める申請書等への押印の特例に関する規程

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

公共下水道の供用及び下水の処理の開始

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市消防本部訓令

津市消防本部訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令

津市消防本部告示

津市消防本部告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

津市議会規則

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則

津市教育委員会訓令

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令

津市選挙管理委員会告示

津市選挙管理委員会告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

津市公平委員会規則

津市公平委員会規則で定める書面への押印の特例に関する規則

津市固定資産評価審査委員会告示

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市固定資産評価審査委員会条例及び津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第1号

津市固定資産評価審査委員会条例及び津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 津市固定資産評価審査委員会条例(平成18年津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 津市職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年津市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第2号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第14低炭素建築物新築等計画の認定の項中

「	」	「	」	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	194,500円	」
---	---	---	---	---	------------------------	----------	---

を

「	」	「	」	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	155,500円	」
「	」	「	」	」	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	194,500円	」

に、「260,400円」を「256,700円」に、

「	」	「	」	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	415,100円	」
---	---	---	---	---	------------------------	----------	---

を

「	」	「	」	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	321,600円	」
「	」	「	」	」	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	415,200円	」

に、「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に、

に改め、同表低炭素建築物新築等計画の変更認定の項中

<p>「</p> <p>を</p> <p>「</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>100,100円</p>
<p>」</p> <p>」</p> <p>」</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>79,500円</p>

床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	100,100円
--------------------------	----------

に、「131,200円」を「129,400円」に、

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	210,400円
------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	162,600円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	210,600円

に、「304,100円」を「305,300円」に、「376,100円」を「379,300円」に、「444,400円」を「449,600円」に、「509,200円」を「514,900円」に、

床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	81,500円
--------------------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	64,300円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	81,500円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	17,300円
--------------------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	11,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	17,300円

に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
-----------------------	--

メートルを超えるもの	17,300円
------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	17,300円

に改める。

別表第15建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「第2条第3号」を
「第2条第1項第3号」に、「271,000円」を「256,000円」に、

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	433,000円
------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	321,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	415,000円

に、「616,000円」を「592,000円」に、「756,000円」
を「730,000円」に、「891,000円」を「862,000円」に、
「1,017,000円」を「984,000円」に、

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	164,000円
------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	124,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	164,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	42,000円
------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,000円
------------------------	---------

床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	42,000円
--	---------

に、

工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額

を

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	18,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	28,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	86,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	137,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	173,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

アからウまでの場合において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）であるとき。 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額
--

に、「才 工場等」を「カ アからウまでの場合において、工場等」に、「以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。」の場合」を「以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。」であると

き。」に、「力 工場等」を「キ アからウまでの場合において、工場等」に、「エ又はオ」を「オ又は力」に、「除く。」の場合を「除く。」であるとき。」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性変更判定の項中「136,000円」を「129,000円」に、

「	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	219,000円	」
---	------------------------	----------	---

を

「	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	162,000円	」
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	210,000円	

に、「317,000円」を「305,000円」に、「392,000円」を「379,000円」に、「463,000円」を「449,000円」に、「531,000円」を「514,000円」に、

「	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	85,000円	」
---	--------------------------------------	---------	---

を

「	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	64,000円	」
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	85,000円	

に、

「	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	24,000円	」
---	--------------------------------------	---------	---

を

「	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	16,000円	」
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	24,000円	

に、

「	工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額	」
---	---	---

を

「

工 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	17,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	52,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	104,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円

才 アからウまでの場合において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）であるとき。当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額

」

に、「才 工場等」を「カ アからウまでの場合において、工場等」に、「以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。」の場合」を「以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。」であるとき。」に、「カ 工場等」を「キ アからウまでの場合において、工場等」に、「工又は才」を「才又はカ」に、「除く。」の場合」を「除く。」であるとき。」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書の交付の項中「68,000円」を「64,000円」に、

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	109,000円
------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	81,000円
床面積の合計が1,000平方メートル を超えて2,000平方メートル以内のもの	105,000円

に、「158,000円」を「152,000円」に、「196,000円」
を「189,000円」に、「231,000円」を「224,000円」に、
「265,000円」を「257,000円」に、

床面積の合計が300平方メートルを 超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
---	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	32,000円
床面積の合計が1,000平方メートル を超えて2,000平方メートル以内のもの	42,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを 超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円
---	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
床面積の合計が1,000平方メートル を超えて2,000平方メートル以内のもの	12,000円

に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

床面積の合計が300平方 メートルを超えて2,000平 方メートル以内のもの	194,500円
--	----------

を

床面積の合計が300平方 メートルを超えて1,000平 方メートル以内のもの	155,500円
床面積の合計が1,000平 方メートルを超えて2,000 平方メートル以内のもの	194,500円

に、「260,400円」を「256,700円」に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	415,100円	」
---	---	------------------------	----------	---

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	321,600円	」
「	」	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	415,200円	」

に、「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	157,300円	」
---	---	--------------------------------------	----------	---

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	124,900円	」
「	」	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	157,300円	」

に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	28,900円	」
---	---	--------------------------------------	---------	---

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	18,400円	」
「	」	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	28,900円	」

に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	28,900円	」
---	---	--------------------------------------	---------	---

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,400円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	28,900円

に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の項中

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	100,100円
---	---	------------------------	----------

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	79,500円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	100,100円

に、「131,200円」を「129,400円」に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	210,400円
---	---	------------------------	----------

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	162,600円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	210,600円

に、「304,100円」を「305,300円」に、「376,100円」を「379,300円」に、「444,400円」を「449,600円」に、「509,200円」を「514,900円」に、

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	81,500円
---	---	------------------------	---------

を

「	」	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	64,300円
---	---	------------------------	---------

			床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	81,500円
--	--	--	--------------------------	---------

に、

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,300円
--	--	--	------------------------	---------

を

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	17,300円

に、

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,300円
--	--	--	------------------------	---------

を

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	17,300円

に改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定の項中「第2条第3号」を

「第2条第1項第3号」に、

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	194,500円
--	--	--	------------------------	----------

を

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	155,500円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	194,500円

に、「260,400円」を「256,700円」に、

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	415,100円
--	--	--	------------------------	----------

方メートル以内のもの

を

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	321,600円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	415,200円

」

に、「590,900円」を「592,600円」に、「724,700円」を「730,000円」に、「854,200円」を「862,900円」に、「975,000円」を「984,500円」に、

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	157,300円
------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	124,900円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	157,300円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	28,900円
------------------------	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,400円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	28,900円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	28,900円
------------------------	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,400円
------------------------	---------

」

方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平 方メートルを超えるもの	28,900円
方メートル以内のもの	

に改め、同表備考8中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

津市住居表示審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第3号

津市住居表示審議会条例の一部を改正する条例

津市住居表示審議会条例（平成18年津市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部」を「市民部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第4号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成29年津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表津市立津みどりの森こども園の項の次に次のように加える。

津市立河芸こども園	津市河芸町上野2963番地 津市河芸町上野3130番地	118人
-----------	--------------------------------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(津市立学校設置条例の一部改正)
- 2 津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立のむら幼稚園 津市立豊津幼稚園 津市立上野幼稚園	津市久居野村町542番地3 津市河芸町一色1666番地 津市河芸町上野2963番地	」を
」	津市立のむら幼稚園	津市久居野村町542番地3	」に

改める。

（津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第42号）
の一部を次のように改正する。

別表津市上野保育園の項を削る。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第5号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第25条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を

減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第 7 項中「同法」を「同法第 313 条第 3 項」に、「地方税法」を「地方税法第 313 条第 3 項」に改め、「所得税法」との次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」とを加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第6号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号ア及び第8号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第9号ア及び第10号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8項を附則第11項とし、附則第7項を附則第10項とし、附則第6項を附則第9項とし、附則第5項の次に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措

置法」とする。

7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第7号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雜則（第203条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回

- ・ 隨時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」と及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」と及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付け

る業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介

護を利用する者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第56条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介

護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条において同じ。」と、「第34条第1項において同じ。」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中

「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条に」を「第34条第1項に」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の38中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項中「ものとする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加

え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する本市の市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると市長が認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」

を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書きを削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の待遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書きを次のように改める。

ただし、入所者の待遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若し

くは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とを削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(カ)を次のように改める。

(イ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(カ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次

に「、第40条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第5項、第31条、第40条の2(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第55条、第59条の12(第59条の20の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第59条の34、第73条、第100条(第202条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、第3条第5項及び第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第31条、第55条、第59条の12、第59条の34、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第32条の2(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第33条第3項(第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、

第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第59条の13第3項(第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第163条の2(第189条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第163条の3(第189条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間においては、改正後の第171条第2項第3号(第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の第175条第1項(第189条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第175条第1項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

10 当分の間、改正後の第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(ユニットの居室に係る経過措置)

11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の第180条第1項第1号ア(イ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第8号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雜則（第91条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項中「ものとする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する本市の市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると市長が認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第26条、第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第

36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書きを削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 87 条第 2 項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 雜則

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、臍本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 3 条第 4 項、第 27 条、第 37 条の 2（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、

第 57 条及び第 80 条の規定の適用については、第 3 条第 4 項及び第 37 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第 27 条、第 57 条及び第 80 条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 28 条の 2（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 28 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 31 条第 2 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 31 条第 2 項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 28 条第 3 項（第 65 条において準用する場合を含む。）及び第 81 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第9号

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雜則（第32条）
附則」に改める。

第2条に次の2項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができます。

第5条第2項中「第5項」を「第7項」に改め、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に

おいて作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条中「第5項」を「第7項」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、本市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及

び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条中「第5項」を「第7項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則 (電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第8条（第31条において準用する場合を含む。）及び第14条第28号（第31条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第4条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第4条第1項に

規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は公布の日から、第14条の改正規定（同条第9号に係る部分を除く。）は同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の第2条第6項、第19条（第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第28条の2（第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第2条第6項及び第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第20条の2（第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第22条の2（第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第10号

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

「第6章 雜則（第34条）
目次中「附則」を 「附則」に改める。

第2条に次の2項を加える。

6 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項及び第13条第4号中「第5項」を「第7項」に改める。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観

点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条中「第5項」を「第7項」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第33条中「第5項」を「第7項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第8条（第33条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の第2条第6項、第18条（第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第27条の2（第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第2条第6項及び第27条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第18条中「、事業の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第19条の2（第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第21条の2（第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第11号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）
の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫」を
「ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第
6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のな
い男子であって、20歳未満の者を扶養しているものをいう。）」に、「老人」
を「60歳以上の者」に、「又は心身障害者」を「、心身障害者又は犯罪被害
者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者
等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

津市営浄化槽条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第12号

津市営浄化槽条例の一部を改正する条例

津市営浄化槽条例（平成26年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「市営浄化槽の使用等」を「使用料等」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第12条の17の規定に基づき、市営浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）市営浄化槽 法第2条第1号の2に規定する公共浄化槽のうち、この条例の規定に基づき本市が設置し、及び管理するものをいう。

第3条中「本市の区域から下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域」を「法第12条の4第1項に規定する浄化槽処理促進区域」に改める。

第6条の見出しを「（設置計画）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条第3項の規定により市営浄化槽の設置を決定したときは、法第12条の5第1項に規定する設置計画（以下「設置計画」という。）を提示し、申請者、使用者及び土地所有者の同意を求めるものとする。

第6条第2項中「工事計画」を「設置計画」に改め、同条第3項中「、工事計画」を「、設置計画」に、「当該工事計画」を「当該設置計画」に、「の承認」を「、使用者及び土地所有者の同意」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請者、使用者及び土地所有者は、設置計画に同意するときは、規則で定めるところにより、市長に同意書を提出するものとする。設置計画の変更についても、同様とする。

第6条第5項中「工事計画を承認」を「設置計画に同意」に、「当該工事計画」を「当該設置計画」に改める。

第9条中「受益者」の次に「、使用者及び土地所有者」を加える。

第10条第1項を次のように改める。

受益者は、前条の規定による通知を受けたとき、又は法第12条の7第2項の規定による公告があったときは、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。

「第5章 市営浄化槽の使用等」を「第5章 使用料等」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第30条第2号中「若しくは第16条において準用する下水道条例第26条第1項」を削り、同条第3号中「又は第16条において準用する下水道条例第26条第1項」を削る。

別表5人槽の項中「102,000円」を「88,000円」に改め、同表6人槽及び7人槽の項中「113,000円」を「108,000円」に改め、同表8人槽から10人槽までの項中「138,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の津市営浄化槽条例の規定に基づき設置された市営浄化槽及び本市に帰属した既設浄化槽については、改正後の津市営浄化槽条例の規定に基づき設置された市営浄化槽及び本市に帰属した既設浄化槽とみなす。

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置の申請を行う市営浄化槽に係る分担金について適用し、施行日前に設置の申請を行った市営浄化槽については、なお従前の例による。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和3年3月22日

津市長 前葉泰幸

津市条例第13号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第6条中「をあらかじめ」を「にあってはあらかじめ、別表第32に定める
使用料にあっては使用を終えた際に」に改める。

第15条第7号中「津球場公園内野球場」の次に「（津球場公園内野球場駐
車場を除く。）」を加える。

第24条中「別表第31まで」の次に「に定める使用料にあってはあらかじ
め、別表第32に定める使用料にあっては使用を終えた際に」を加え、「別表
第46まで」と、」を「別表第46までに定める利用料金をあらかじめ」と、
同条ただし書中」に改める。

別表第32を次のように改める。

別表第32（第6条関係）

津球場公園内野球場駐車場の使用料

使用区分		使用料	
駐車場	午前7時から 午後10時まで	30分まで	100円
		30分を超え 15時間まで	100円に30分を超えた部分について30分までごとに50円を加算した額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
〔備考〕		使用区分欄に掲げる時間以外の時間を含む使用に係る使用料については、その前後の使用を区分して算出する。	

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市条例第14号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「に受理されたとき」とあるのは「が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号口」を「附則第15条第27項第1号口」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号二」を「附則第15条第27項第1号二」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号口」を「附則第15条第27項第2号口」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号口」を「附則第15条第27項第3号口」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法

律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第22条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次

に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第26条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の津市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が

取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税の環境性能割に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

津市長 前葉泰幸

津市規則第5号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める日については」を「12月29日から翌年の1月3日までの日については、」に改め、同項各号を削る。

第5条第1項中「及び別表第2備考1」を削り、同条第2項中「別表第3備考」を「別表第2備考」に改める。

第7条第1項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、「（中学生以上の500円以上の区間については1,000円とし、小学生の250円以上の区間については500円とする。）」を削り、同項第2号中「別表第4金額の欄」を「別表第3金額の欄」に改める。

第8条第1項中「及び3並びに別表第2備考2及び4」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

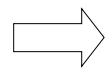
地域	路線の名称	起点	終点	運行日	運行の区分
北部	河芸循環ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	月曜日、水曜日及び土曜日	循環運行
	河芸南・一身田・白塚循環ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、木曜日及び金曜日	循環運行
南部	久居北・片田・高茶屋ルート	久居駅東口	片田団地	火曜日、木曜日及び金曜日	往復運行
	久居南・雲出ルート	イオンモール津南	三重中央医療センター	月曜日、水曜日及び土曜日	往復運行
	久居西循環ルート	久居インターガーデン	久居総合支所前	火曜日	往復運行
北西部	芸濃北ルート	長徳寺	芸濃総合支所	火曜日、木曜日及び金曜日	往復運行
	芸濃南ルート	北畠	芸濃総合支所	月曜日、水曜日及び土曜日	往復運行
	清水ヶ丘団地・戸島・棕本ルート	芸濃総合支所	安濃総合支所	火曜日、木曜日及び金曜日	往復運行
	妙法寺・野口・棕本ルート	芸濃総合支所	安濃総合支所	月曜日、水曜日及び土曜日	往復運行
南西部	美里	穴倉・辰水・忠盛塚ルート	美里総合支所	湯の瀬	月曜日、水曜日及び土曜日
		長野・榎原	平木	湯の瀬	火曜日、木曜日

	ルート			曜日及び金曜日	
一志	一志東・伊勢中川駅ルート	伊勢中川駅 東口	とことめの里一志	月曜日、水曜日及び土曜日	往復運行
	一志西循環ルート	とことめの里一志	とことめの里一志	火曜日、木曜日及び金曜日	循環運行
白山	八対野・大三ルート	榎原車庫前	一志病院	毎日	往復運行
		一志病院	榎原温泉口駅		
		一志病院	文化センターホーム	毎日（市長が別に定める区間にあっては、月曜日、水曜日及び金曜日）	
	榎原温泉口駅	家城駅前		毎日	片道運行
福田山・川口・三ヶ野ルート	上福田山	白山中学校前	月曜日、水曜日及び金曜日	往復運行	
	マックスバリュ（川口店）	文化センターホーム			
	文化センターホーム	上福田山		片道運行	
	上福田山	榎原温泉口駅	火曜日及び木曜日	往復運行	
美杉	美杉東ルート	丹生俣	一志病院	月曜日、水曜日及び金曜日	片道運行
		一志病院	伊勢奥津駅前		

	伊勢奥津駅前	マックスバリュ（川口店）		
	マックスバリュ（川口店）	丹生俣		
美杉西ルート	川上	マックスバリュ（川口店）	月曜日、水曜日及び金曜日	往復運行
美杉南ルート	飯垣内	丹生俣	水曜日	往復運行
	丹生俣	美杉総合支所前		片道運行
	飯垣内	美杉総合支所前		循環運行
	美杉総合支所前	美杉総合支所前		
伊勢奥津駅前	敷津	市長が別に定める日	往復運行	
	飯垣内			
美杉循環ルート	道の駅美杉	敷津	火曜日及び木曜日	往復運行
	伊勢奥津駅前	伊勢奥津駅前		循環運行
	伊勢奥津駅前	北畠神社前	市長が別に定める日	往復運行
	伊勢奥津駅前	上村		

第1号様式(表)中「円区間(箇月)」を「箇月」に改め、同様式(裏)中「4 この定期乗車券は、表面に記載された区間の定期乗車券です。この区間以外の区間で使用される場合は、運転者にお申し出ください。」を削る。

第3号様式中「円区間」を削る。

第4号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、「」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に発行した定期乗車券に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則（平成25年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

第4号様式中

を

児童の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	児童との続柄	性別	生年月日	個人番号	職業(勤務先)	同意事項の同意
							(印)
							(印)
							(印)
							(印)
							(印)
世帯外扶養義務者	住所 (電話番号)						(印)
							(印)
世帯外扶養義務者	住所 (電話番号)						(印)
							(印)

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

津市長 前葉泰幸

津市規則第7号

津市規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 規則で定める申請書等であって、規則により押印を要するとされているもののうち、市長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

津市規則第8号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同条第2項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第3条第2項第2号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) B E L Sに基づく評価書の交付を受けた場合（法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあっては、当該評価書の写し

第3条第3項第2号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) B E L Sに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあっては、当該評価書の写し

第5条中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第32条」を「第37条」に改める。

第6条中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第7条第2項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第

1項」を「第36条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第9条中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第10条中「第33条」を「第38条」に改める。

第11条中「第34条」を「第39条」に、「第37条」を「第42条」に、「第36条第3項」を「第41条第3項」に改める。

第4号様式中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第7号様式中「第33条」を「第38条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

津市規則第9号

津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改める。

第1号様式（第1面）中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「けあげ」を「蹴上げ」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同様式（第2面）中「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「かご」を「籠」に、「すべて」を「全て」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同様式（第3面）中「かご」を「籠」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用エスカレーター」を「車椅子使用者用エスカレーター」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いすで」を「車椅子で」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同様式（第4面）中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「けあげ」を「蹴上げ」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用浴室等」を「車椅子使用者用浴室等」に、「車いすで」を「車椅子で」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

津市長 前葉泰幸

津市規則第10号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）の一部を次のように改正する。

第21号様式中「老人扶養	「給与所得者等 人」を 老人扶養	人 人」
に、「寡婦（夫）	「寡婦 人」を ひとり親	人 人」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市規則第11号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第14号様式、第22号様式、第23号様式、第30号様式、第33号様式その2、第33号様式その3、第33号様式その4中の「印」を削る。

附 則

この規則中附則第7項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市規則第12号

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条第3号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）」を「品確法」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し

(3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあっては、当該評価書の写し

第4条第1号中「前条第2号」を「前条第4号」に改め、同条第2号中「前条第3号」を「前条第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市規則第13号

津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中

- 「 また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」
を
- 「 また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
不利益処分として審査請求及び当該処分の取消しの訴えの対象となる場合に記載すること。」

に改める。

第6号様式及び第8号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式中

- 「 また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」
を
- 「 また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
不利益処分として審査請求及び当該処分の取消しの訴えの対象となる場合に記載すること。」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市規則第14号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「事務」の次に「（内部統制に係る事務を除く。）」を加え、同条第2号中スをセとし、イからシまでをウからスまでとし、アの次に次のように加える。

イ 総務部に属する事務（内部統制に係る事務に限る。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第15号

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則（平成18年津市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第13条 法第77条の2第2項（法第78条第4項において準用する場合を含む。）に規定する徴収金の徴収に従事する職員は、徴収職員証（第37号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第10号様式中「受領印」を「記名欄」に改める。

第36号様式の次に次の1様式を加える。

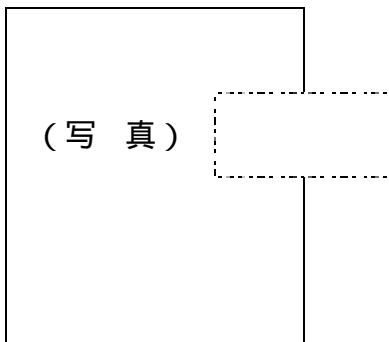
第37号様式（第13条関係）

（表）

契印

（記号番号）

徴収職員証



津市(名称)部(名称)課

職氏名

(年月日生)
年月日発行

津市長（氏名）印

（裏）

- 1 本証は、生活保護法による徴収金の徴収に関する事務を行う場合に、必ず携行しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第16号

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第17条 使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、共同汚水処理施設使用料徴収職員証（第13号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第12号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式（第17条関係）

		割 印	No. _____
共同汚水処理施設使用料徴収職員証			
写 真	割印	所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 生年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 年 月 日 交付	6.5cm
津市長（氏名） 印			↓
————— 9.5cm —————			
注 意			
1 この証票は、共同汚水処理施設使用料の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。			
2 この証票は、関係人の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。			
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第17号

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第13条 使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、農業集落排水処理施設使用料徴収職員証（第9号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第1号様式、第3号様式から第5号様式まで及び第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式(第13条関係)

割 印		No.
農業集落排水処理施設使用料徴収職員証		
写 真	割印	所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 生年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 年 月 日交付
津市長(氏名) 印		
注意 1 この証票は、農業集落排水処理施設使用料の賦課及び徴収に 従事する場合は、必ず携帯しなければならない。 2 この証票は、関係人の請求があった場合は、速やかに提示し なければならない。 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		

9.5cm

6.5cm

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第18号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第3号の2及び第7号の2を削る。

別表第1総務部の表総務課の部総務議事統計担当の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1市民部の表市民課の部企画管理・斎場担当の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の後に次の1号を加える。

(3) 住居表示に関すること。

別表第1スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「及びスポーツ公園」を削り、同号を同項第10号とし、同項第8号中「及びスポーツ公園」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号の後に次の1号を加える。

(8) 運動施設及びスポーツ公園の管理、運営等に係る総括及び総合調整に関すること。

別表第1スポーツ文化振興部の表文化振興課の部文化ホール施設担当の項第1号及び第3号中「津リージョンプラザ内お城ホール」の後に「、津市久居アルスプラザ」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第1健康福祉部の表保険医療助成課の部管理・年金担当の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の後に次の1号を加える。

(10) 年金生活者支援給付金に関すること。

別表第1健康福祉部の表保険医療助成課の部福祉医療費担当の項に次の1号を加える。

(3) 不妊治療費及び不育症治療費の助成等に関すること。

別表第1健康福祉部の表保険医療助成課の部後期高齢者医療担当の項中第7

号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同表健康づくり課の部管理担当の項第 4 号中「地域医療推進室」の次に「及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を加える。

別表第 3 市民部市民課の表及び商工観光部商業振興労政課の表を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市営浄化槽条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第19号

津市営浄化槽条例施行規則の一部を改正する規則

津市営浄化槽条例施行規則（平成27年津市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市営浄化槽を設置しようとする土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

第3条の見出しを「（設置計画書の作成等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条第1項の申請があった場合において、市営浄化槽を設置しようとする場所等を調査の上、市営浄化槽の設置を決定したときは、市営浄化槽設置（変更）計画書（第4号様式。以下「設置計画書」という。）を作成するものとする。

第3条第2項中「申請者」の次に「、使用者及び土地所有者（次項において「申請者等」という。）」を加え、「工事計画書」を「設置計画書」に、「を承認」を「に同意」に、「市営浄化槽設置（変更）工事計画承認書」を「市営浄化槽設置（変更）計画同意書」に改め、同条第3項中「工事計画書」を「設置計画書」に、「申請者」を「申請者等」に改める。

第14条第1項中「条例第16条」を「浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第12条の11」に、「使用開始等」を「使用開始」に、「市営浄化槽使用開始（休止・廃止）届出書」を「市営浄化槽使用開始届出書」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により届け出た市営浄化槽の使用を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第20条第2号中「浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を

加える。

- (5) 既設浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書第24条第2項中「市営浄化槽使用料の」を「使用料の」に改める。

第1号様式中

- 「(5) 市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面」

を

- 「(5) 市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面

- (6) 市営浄化槽を設置しようとする土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書」

に改める。

第2号様式中「（申請者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）」を削り、「津市営浄化槽条例の」を「法令の」に改める。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式(第3条関係)

市営浄化槽設置(変更)計画書

(記号番号)

年月日

申請者(氏名)様

使用者(氏名)様

土地所有者(氏名)様

津市長(氏名)印

津市営浄化槽条例第6条第1項に規定する設置計画は、次のとおりです。

設置場所	
種類	
規模及び能力	
設置の予定年月日	年月日
放流先又は放流方法	
着工予定年月日	年月日
使用開始予定年月日	年月日

第5号様式(第3条関係)

市営浄化槽設置(変更)計画同意書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名 印

法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

(〒)

住 所

使用者 氏 名 印

法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

(〒)

住 所

土地所有者 氏 名 印

法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

年 月 日付けで提示のあった設置計画書について、内容
に異議がないので、津市営浄化槽条例第6条第4項の規定により、施工す
ることに同意します。

第18号様式中「市営浄化槽使用開始（休止・廃止）届出書」を「市営浄化槽使用開始届出書」に、

「開始

「休止」を「開始」に、「津市営浄化槽条例第16条」を「浄化槽法第12条廃止」

の11」に、

「

開始（休止・廃止）	年	月	日
-----------	---	---	---

」を「

開	年	月	始
年	月	日	日

」に改める。

第24号様式中

「(4) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の記録の写し」を

「(4) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の記録の写し

「(5) 既設浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書」に改める。

第25号様式中「（申請者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）」を削り、「津市営浄化槽条例の」を「法令の」に改める。

第29号様式中「（新受益者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第20号

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

津市農林事業分担金等徴収条例施行規則（平成18年津市規則第160号）の一部を次のように改正する。

別表中「過疎地域自立促進計画に定められた」を「津市過疎地域自立促進計画（平成27年12月17日策定）2の(3)に記載された事業に相当する」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

津市訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

津市長 前葉泰幸

津市訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 訓令で定める申請書等であって、訓令により押印を要するとされているもののうち、市長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表総務部の表総務課の部中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2個別専決事項の表市民部の表市民課の部中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 住居表示に関すること。	軽易なも	やや重要	重要	
	の	なも	の	

別表第2個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同部第3項中「及びスポーツ公園」を削り、同項を同部第4項とし、同部第2項の次に次の1項を加える。

3 運動施設及びスポーツ公園の管理、運営等に係る総括及び総合調整に関すること。	軽易なも	やや重要	重要	特に
	の	なも	の	なも

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表保険医療助成課の部中第34項を第35項とし、第33項を削り、第32項を第34項とし、第28項から第31項までを2項ずつ繰り下げ、第27項を第28項とし、同項の次に次の1項を加える。

29 不妊治療費及び不育症治療費の助成等に関すること。				

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表保険医療助成課の部中第26項を第27項とし、第7項から第25項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 年金生活者支援給付 金に関すること。					
-------------------------	--	--	--	--	--

別表第4個別専決事項の表市民部市民課の表及び商工観光部商業振興労政課の表を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第39号中「スポーツ公園の」の次に「維持管理及び」を加え、同表市民課の部介護・保険担当の項第27号中「、後期高齢者医療及び老人保健医療」を「及び後期高齢者医療」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号を同項第27号とし、同項第25号を同項第26号とし、同項第24号中「福祉医療受給資格」を「福祉医療費受給資格」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号の次に次の1号を加える。

(23) 年金生活者支援給付金に係る申請の受付に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第39号中「運動施設の」の次に「維持管理及び」を加え、同表市民福祉課の部福祉担当の項第55号中「、後期高齢者医療及び老人保健医療」を「及び後期高齢者医療」に改め、同号を同項第56号とし、同項第54号を同項第55号とし、同項第53号を同項第54号とし、同項第52号中「福祉医療受給資格」を「福祉医療費受給資格」に改め、同号を同項第53号とし、同項第51号を同項第52号とし、同項第50号の次に次の1号を加える。

(51) 年金生活者支援給付金に係る申請の受付に関すること。

別表第2一志総合支所の部地域振興課の項中「一志スポーツ公園の」の次に「維持管理及び」を加え、同表美杉総合支所の部地域振興課の項中「フットパーク美杉の」の次に「維持管理及び」を加える。

別表第3高野尾、大里、一身田、白塚、栗真、安東、櫛形、片田、神戸、藤

水、高茶屋、雲出、榎原、栗葉、千里ヶ丘、波瀬、家城、大三、倭、ハツ山、竹原、太郎生、伊勢地、八幡、多氣、下之川の項第 17 号中「老人保健医療」を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第31号

津市モーター・ボート競走事業収納取扱金融機関の指定（平成29年津市告示第53号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月17日

津市長 前葉泰幸

表中「三重県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

津市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年津市告示第229号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月17日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

納所町自治会

三重県津市納所町862番地

代表者 森川 茂郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川北 信明 三重県津市納所町926番地
変更後	森川 茂郎 三重県津市納所町880番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月7日の定期総会において改選されたため。

津市告示第33号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示し、同法第49条の6第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月17日

津市長 前葉泰幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類						
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
東横INN 津駅西口	津市広明町3 49番地1							
下前戸集会所	津市美杉町石名原1895 番地1							
善休寺	津市河辺町2 015番地							
東山集会所	津市一志町井関837番地							
市場公民館	津市白山町川口4755番地							

2 指定の取消し

種類	避難場所	所在地

一時避難場所	中村上集会所	津市美杉町川上 3 7 4 3 番地 1
一時避難場所	天理教八十八分教会	津市美杉町石名原 1 8 5 8 番地 1

津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月17日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 小林 信男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後久 隆一 三重県津市安濃町安濃1490番地
変更後	小林 信男 三重県津市安濃町安濃1969番地7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年2月28日の定期総会において選任され、同年3月6日から就任することになったため。

津市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

津市長 前葉泰幸

路線名 7081 三谷中津線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市美杉町下之川字富田6202番1地先から津市美杉町下之川字中津5138番1地先まで	旧	7.0~64.84	812.0
津市美杉町下之川字富田6202番1地先から津市美杉町下之川字中津5140番5地先まで	新	7.3~67.2	807.3

津市告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
7081	三谷中津線	津市美杉町下之川字富田62 02番1地先から津市美杉町 下之川字中津5140番5地 先まで	令和3年3月2 6日

津市告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

津市長 前葉泰幸

1 路線名 56 芸濃中学校線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字山中5132番1地先から津市芸濃町椋本字山中6148番1地先まで	旧	5.7~14.2	172.3
津市芸濃町椋本字山中5132番1地先から津市芸濃町椋本字山中6148番1地先まで	新	9.0~14.2	172.3

2 路線名 325 椋本小学校線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字山中5130番地先から津市芸濃町椋本字山中5125番地先まで	旧	5.5~5.9	57.7
津市芸濃町椋本字山中5130番地先から津市芸濃町椋本字山中5125番地先まで	新	9.0~9.0	57.7

津市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月18日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
56	芸濃中学校線	津市芸濃町椋本字山中513 2番1地先から津市芸濃町椋 本字山中6148番1地先まで	令和3年3月2 6日
325	椋本小学校線	津市芸濃町椋本字山中513 0番地先から津市芸濃町椋本 字山中5125番地先まで	令和3年3月2 6日

津市告示第39号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

なお、令和2年津市告示第33号は廃止する。

令和3年3月18日

津市長 前葉泰幸

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(3) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)及び(4)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号）の第1の1の1-2及び2の2-1ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

津市告示第40号

津市告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示を次のように定める。

令和3年3月19日

津市長 前葉泰幸

津市告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、告示で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 告示で定める申請書等であって、告示により押印を要するとされているもののうち、市長が別に定めるものについては、当該告示の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水1123番地

代表者 浅生 英典

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	浅生 辰美 三重県津市安濃町清水655番地
変更後	浅生 英典 三重県津市安濃町清水709番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月7日の定期総会において改選されたため。

津市告示第42号

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第15に規定する市長が別に定める用途を第1に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第2に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第3に定め、令和3年4月1日から施行する。

なお、平成29年津市告示第42号は廃止する。

令和3年3月24日

津市長 前葉泰幸

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に附属するものを除く。

- 1 自動車車庫
- 2 倉庫
- 3 卸売市場
- 4 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 5 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 工場等の用途の部分の規模は、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、建築物の非住宅部分全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号口の規定に基づき評価されたものであって、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

津市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年1月28日に専決処分した予算の要領及び令和3年3月22日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和3年3月24日

津市長 前葉泰幸

- 令和2年度津市一般会計補正予算（第12号）
- 令和2年度津市一般会計補正予算（第13号）
- 令和2年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和2年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）
- 令和2年度津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 令和2年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 令和2年度駐車場事業会計補正予算（第1号）
- 令和2年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）
- 令和3年度津市一般会計予算
- 令和3年度津市国民健康保険事業特別会計予算
- 令和3年度津市介護保険事業特別会計予算
- 令和3年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 令和3年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算
- 令和3年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算
- 令和3年度津市農業集落排水事業特別会計予算
- 令和3年度津市土地区画整理事業特別会計予算
- 令和3年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 令和3年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 3 年度津市水道事業会計予算
令和 3 年度津市工業用水道事業会計予算
令和 3 年度津市下水道事業会計予算
令和 3 年度津市駐車場事業会計予算
令和 3 年度津市モーターボート競走事業会計予算
令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 14 号）
令和 2 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和2年度津市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,685,823千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		47,961,682	378,956	48,340,638
	1 国 庫 負 担 金	13,607,219	95,342	13,702,561
	2 国 庫 补 助 金	34,349,412	283,614	34,633,026
21 繰 入 金		7,943,646	2,677	7,946,323
	2 基 金 繰 入 金	4,897,686	2,677	4,900,363
歳 入 合 計		146,304,190	381,633	146,685,823

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		9,848,836	381,633	10,230,469
	1 保 健 衛 生 費	2,925,457	381,633	3,307,090
10 教 育 費		11,223,462		11,223,462
	2 小 学 校 費	3,182,796		3,182,796
	3 中 学 校 費	1,216,462		1,216,462
歳 出 合 計		146,304,190	381,633	146,685,823

令和2年度津市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,790,142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,895,681千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		41,431,083	132,500	41,298,583
	1 市 民 税	18,858,055	90,000	18,768,055
	3 軽 自 動 車 税	811,665	7,500	819,165
	4 市 た ば こ 税	1,626,558	60,000	1,566,558
	5 入 湯 税	35,550	10,000	25,550
	6 都 市 計 画 税	2,183,718	20,000	2,203,718
2 地 方 譲 与 税		1,046,407	47,012	999,395
	1 地 方 撥 発 油 譲 与 税	247,300	38,000	209,300
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	690,000	10,000	680,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000	988	1,988
6 法 人 事 業 税 交 付 金		403,000	87,000	316,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	403,000	87,000	316,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		247,000	8,000	239,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	247,000	8,000	239,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金			14	14
	1 自 勤 車 取 得 税 交 付 金		14	14
10 環 境 性 能 割 交 付 金		81,000	20,000	101,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	81,000	20,000	101,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000	1,719	44,719
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	1,719	44,719
15 分 担 金 及 び 負 担 金		627,181	2,050	625,131
	1 分 担 金	19,890	1,976	17,914
	2 負 担 金	607,291	74	607,217
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,948,908	226,309	1,722,599
	1 使 用 料	1,733,829	216,289	1,517,540
	2 手 数 料	215,079	10,020	205,059
17 国 庫 支 出 金		48,340,638	329,544	48,011,094
	1 国 庫 負 担 金	13,702,561	7,362	13,709,923
	2 国 庫 补 助 金	34,633,026	336,239	34,296,787
	3 委 託 金	5,051	667	4,384
18 県 支 出 金		8,360,821	482,933	7,877,888
	1 県 負 担 金	5,193,441	30,443	5,162,998

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 県 補 助 金	2,605,045	459,859	2,145,186
	3 委 託 金	562,335	7,369	569,704
19 財 産 収 入		223,940	58,890	282,830
	1 財 産 運 用 収 入	141,971	4,023	145,994
	2 財 産 売 払 収 入	81,969	54,867	136,836
20 寄 附 金		164,377	24,646	189,023
	1 寄 附 金	164,377	24,646	189,023
21 繰 入 金		7,946,323	2,524,744	5,421,579
	1 他 会 計 繰 入 金	3,045,960	309,774	3,355,734
	2 基 金 繰 入 金	4,900,363	2,834,518	2,065,845
23 諸 収 入		2,367,034	48,919	2,318,115
	1 延滞金、加算金及び 過 料	70,001	10,000	60,001
	2 市 預 金 利 子	2,108	498	1,610
	5 雜 入	2,225,130	38,421	2,186,709
24 市 債		8,272,300	6,400	8,265,900
	1 市 債	8,272,300	6,400	8,265,900
歳 入 合 計		146,685,823	3,790,142	142,895,681

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		582,303	5,733	576,570
	1 議 会 費	582,303	5,733	576,570
2 総 務 費		45,514,212	1,466,664	44,047,548
	1 総 務 管 理 費	43,299,687	1,419,133	41,880,554
	2 徴 税 費	1,240,702	7,465	1,233,237
	3 戸籍住民基本台帳費	698,400	36,234	662,166
	4 選 挙 費	52,261	831	51,430
	5 統 計 調 査 費	142,222	2,632	139,590
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	80,940	369	80,571
		43,927,152	206,880	43,720,272
	1 社 会 福 祉 費	22,153,657	36,021	22,189,678
	2 児 童 福 祉 費	16,074,368	240,889	15,833,479
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	5,689,027	2,012	5,687,015
		10,230,469	264,051	9,966,418
	1 保 健 衛 生 費	3,307,090	59,551	3,247,539
	2 斎 場 費	292,067	3,000	289,067
	3 環 境 費	398,120	7,634	390,486
	4 清 掃 費	5,204,265	177,246	5,027,019
	7 上 水 道 費	606,372	194	606,178
5 労 働 費	8 生 活 排 水 处 理 費	403,937	16,426	387,511
		57,131	1,163	55,968
	1 労 働 諸 費	57,131	1,163	55,968
6 農 林 水 産 業 費		2,944,772	243,546	2,701,226
	1 農 業 費	1,952,655	213,901	1,738,754
	2 林 業 費	353,495	26,055	327,440
	3 水 産 業 費	188,288	730	187,558
	4 農 業 集 落 排 水 費	450,334	2,860	447,474
7 商 工 費		3,810,227	212,962	3,597,265
	1 商 工 費	3,810,227	212,962	3,597,265
8 土 木 費		13,333,995	893,094	12,440,901
	1 土 木 管 理 費	311,852	595	311,257
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,428,258	262,725	4,165,533
	3 河 川 費	712,827	69,281	643,546
	4 港 湾 費	110,927	2,604	108,323
	5 都 市 計 画 費	7,363,170	540,929	6,822,241
	6 住 宅 費	406,961	16,960	390,001

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		4,098,565	48,539	4,050,026
	1 消 防 費	4,098,565	48,539	4,050,026
10 教 育 費		11,223,462	407,655	10,815,807
	1 教 育 総 務 費	2,497,914	63,680	2,434,234
	2 小 学 校 費	3,182,796	105,207	3,077,589
	3 中 学 校 費	1,216,462	35,748	1,180,714
	4 幼 稚 園 費	1,287,718	26,581	1,261,137
	5 社 会 教 育 費	2,460,116	168,166	2,291,950
	6 短 期 大 学 費	578,456	8,273	570,183
11 災 害 復 旧 費		146,235	7,083	139,152
	2 公共土木施設災害復 旧 費	141,000	7,083	133,917
12 公 債 費		10,695,200	32,772	10,662,428
	1 公 債 費	10,695,200	32,772	10,662,428
歳 出	合 計	146,685,823	3,790,142	142,895,681

第2表 繼続費補正

変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)新町会館整備事業(駐車場整備)	40,166	令和元年度	16,000	39,151	令和元年度	16,000
				令和2年度	24,166		令和2年度	23,151
2 総務費	1 総務管理費	テニスコート整備事業	1,042,268	令和元年度	59,000	879,495	令和元年度	59,000
				令和2年度	983,268		令和2年度	820,495
3 民生費	2 児童福祉費	雲出保育園園舎移転事業	154,020	令和元年度	66,618	152,306	令和元年度	66,618
				令和2年度	87,402		令和2年度	85,688
3 民生費	2 児童福祉費	芸濃こども園整備事業(園舎解体)	48,218	令和元年度		43,548	令和元年度	
				令和2年度	48,218		令和2年度	43,548
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業(JR踏切拡幅)	222,810	令和2年度	86,300	216,000	令和2年度	85,400
				令和3年度	136,510		令和3年度	130,600
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業	980,000	平成30年度	240,000	966,673	平成30年度	240,000
				令和元年度	440,000		令和元年度	440,000
				令和2年度	300,000		令和2年度	286,673
10 教育費	5 社会教育費	橋南公民館移転改修事業	142,327	令和元年度	18,875	137,588	令和元年度	18,875
				令和2年度	123,452		令和2年度	118,713

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	津球場公園内野球場整備事業	75,717
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化総合対策事業	60,513
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	6,073

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理事業	41,600
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	2,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（市単独事業）	22,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業（交付金事業）	54,120
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	25,600
8 土木費	3 河川費	上浜中継ポンプ場施設解体事業	2,000
8 土木費	4 港湾費	津松阪港（新堀地区）整備事業	6,240
8 土木費	5 都市計画費	津球場公園整備事業	177,200
10 教育費	5 社会教育費	久居ふるさと文学館駐車場整備事業	72,125
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	1,847

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	85,349	202,549

第4表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（令和2年中操業開始分）	令和3年度から 令和5年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和3年度）、75/100（令和4年度）及び50/100（令和5年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（令和2年中操業開始分）	令和3年度から 令和5年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和3年度から令和5年度）

第5表 地方債補正

追 加

(単位 : 千円、 %)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	800	証券購入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
減収補填	559,100			

変 更

(単位 : 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁舎等解体事業	87,600	51,700
過疎地域振興事業	82,000	75,900
集会施設整備事業	72,900	69,000
運動施設整備事業	1,019,400	786,700
文化振興施設整備事業	399,300	378,900
保育所整備事業	147,400	144,600
認定こども園整備事業	146,800	133,500
農業生産基盤整備事業	125,500	119,400
道路整備事業	837,400	834,400
河川整備事業	394,900	333,400
街路整備事業	127,800	33,000
公園整備事業	74,700	36,900
消防施設整備事業	23,300	22,700
学校教育施設整備事業	125,800	91,200
放課後児童施設整備事業	9,600	8,700
公民館施設整備事業	105,500	102,000

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
図書館施設整備事業	72,000	69,100
公共土木施設災害復旧事業	97,300	91,800

令和2年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ475,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,889,933千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,533,236	9,898	5,523,338
	1 国民健康保険料	5,533,236	9,898	5,523,338
2 国民健康保険税		743	105	638
	1 国民健康保険税	743	105	638
4 使用料及び手数料		2,560	32	2,528
	1 手 数 料	2,560	32	2,528
5 国 庫 支 出 金		14,494	31,906	46,400
	2 国 庫 補 助 金	14,494	31,906	46,400
8 県 支 出 金		19,795,569	564,033	19,231,536
	2 県 補 助 金	19,795,569	564,033	19,231,536
10 財 産 収 入		96	102	198
	1 財 産 運 用 収 入	96	102	198
11 繰 入 金		1,899,447	66,962	1,966,409
	1 繰 入 金	1,899,447	66,962	1,966,409
13 諸 収 入		88,001	806	87,195
	1 延滞金、加算金及び 過 料	46,154	3,526	49,680
	3 雑 入	41,847	4,332	37,515
歳 入 合 計		27,365,837	475,904	26,889,933

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		413,724	2,016	411,708
	1 総務管理費	289,382	1,213	288,169
	2 徴 収 費	122,207	605	121,602
	3 運営協議会費	522	76	446
	4 趣旨普及費	1,613	122	1,491
2 保険給付費		19,490,930	638,081	18,852,849
	1 療養諸費	16,826,174	528,514	16,297,660
	2 高額療養費	2,566,985	106,956	2,460,029
	3 移送費	350	89	261
	4 出産育児諸費	78,160	2,522	75,638
3 国民健康保険事業費 納付金		7,033,607		7,033,607
	1 医療給付費分	4,847,077		4,847,077
8 保健事業費		294,161	12,084	282,077
	1 特定健康診査等事業費	234,990	8,342	226,648
	2 保健事業費	59,171	3,742	55,429
9 基金積立金		96	180,422	180,518
	1 基金積立金	96	180,422	180,518
11 諸支出金		133,299	4,145	129,154
	1 償還金及び還付加算金	107,367	4,145	103,222
歳出合計		27,365,837	475,904	26,889,933

令和2年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,694,107千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,056,787	65,197	6,121,984
	1 介 護 保 険 料	6,056,787	65,197	6,121,984
3 国 庫 支 出 金		6,661,791	254,980	6,916,771
	1 国 庫 負 担 金	4,880,874	160,050	5,040,924
	2 国 庫 補 助 金	1,780,917	94,930	1,875,847
4 支 払 基 金 交 付 金		7,411,982	230,772	7,642,754
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,411,982	230,772	7,642,754
5 県 支 出 金		4,028,113	121,395	4,149,508
	1 県 負 担 金	3,830,649	122,050	3,952,699
	2 県 補 助 金	197,464	655	196,809
6 財 産 収 入		212	280	492
	1 財 産 運 用 収 入	212	280	492
7 繰 入 金		4,343,860	73,451	4,417,311
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,343,860	73,451	4,417,311
歳 入 合 計		28,948,032	746,075	29,694,107

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		432,917	34,138	398,779
	3 介護認定調査費等費	161,237	28,570	132,667
	4 介護認定審査会費	84,422	4,496	79,926
	6 計画策定等関係費	6,229	1,072	5,157
2 保 険 給 付 費		26,811,691	868,000	27,679,691
	1 介護及び予防給付費	25,809,241	868,000	26,677,241
3 地 域 支 援 事 業 費		1,254,348	8,067	1,246,281
	1 一般介護予防事業費	58,146	12,579	45,567
	2 包括的支援事業・任 意 事 業 費	602,530	5,222	607,752
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	591,655	710	590,945
	4 そ の 他 諸 費	2,017		2,017
4 基 金 積 立 金		237,353	79,720	157,633
	1 基 金 積 立 金	237,353	79,720	157,633
歳 出 合 計		28,948,032	746,075	29,694,107

令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,008,705千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,065,640	89,019	3,154,659
	1 後期高齢者医療保険料	3,065,640	89,019	3,154,659
2 使用料及び手数料		370	60	310
	1 手 数 料	370	60	310
3 繰 入 金		3,819,509	15,721	3,803,788
	1 一般会計繰入金	3,819,509	15,721	3,803,788
4 繰 越 金		3	37,101	37,104
	1 繰 越 金	3	37,101	37,104
5 諸 収 入		14,112	1,994	12,118
	1 延滞金、加算金及び過料	10	308	318
	3 雜 入	8,968	2,302	6,666
歳 入 合 計		6,900,360	108,345	7,008,705

峰出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		98,928	2,849	96,079
	1 総務管理費	76,465	2,761	73,704
	2 徴収費	22,463	88	22,375
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,796,237	111,244	6,907,481
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,796,237	111,244	6,907,481
3 諸支出金		5,195	50	5,145
	1 償還金及び還付加算金	5,195	50	5,145
歳出合計		6,900,360	108,345	7,008,705

令和2年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,743千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ449,120千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		11,003	149	10,854
	1 分 担 金	11,003	149	10,854
3 国 庫 支 出 金		18,495	1,332	19,827
	1 国 庫 補 助 金	18,495	1,332	19,827
4 県 支 出 金		8,505	3,613	4,892
	1 県 補 助 金	8,505	3,613	4,892
5 財 産 収 入		4	5	9
	1 財 産 運 用 収 入	4	5	9
6 繰 入 金		277,984	5,529	283,513
	1 一 般 会 計 繰 入 金	274,017	5,529	279,546
8 市 債		36,900	6,700	30,200
	1 市 債	36,900	6,700	30,200
9 諸 収 入		2,985	2,147	838
	1 雜 入	2,985	2,147	838
歳 入 合 計		454,863	5,743	449,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		22,810	2,830	19,980
	1 総 務 管 理 費	22,810	2,830	19,980
2 事 業 費		408,237	712	407,525
	1 市 営 净 化 槽 事 業 費	408,237	712	407,525
3 基 金 積 立 金		6,199	2,201	3,998
	1 基 金 積 立 金	6,199	2,201	3,998
歳 出 合 計		454,863	5,743	449,120

令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,498千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		80,543	20,000	100,543
	1 使 用 料	80,543	20,000	100,543
2 繰 入 金		41,012	20,076	20,936
	1 一 般 会 計 繰 入 金	41,012	20,076	20,936
5 諸 収 入		2,124	2,124	
	1 雜 入	2,124	2,124	
歳 入 合 計		123,698	2,200	121,498

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		102,526	2,200	100,326
	1 共同汚水処理施設事業費	102,526	2,200	100,326
歳 出 合 計		123,698	2,200	121,498

令和2年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,857千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ608,387千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財 産 収 入		11	3	14
	1 財 産 運 用 収 入	11	3	14
4 繰 入 金		450,334	2,860	447,474
	1 繰 入 金	450,334	2,860	447,474
歳 入 合 計		611,244	2,857	608,387

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		288,921	2,860	286,061
	1 農業集落排水事業費	288,921	2,860	286,061
3 基 金 積 立 金		1	3	4
	1 基 金 積 立 金	1	3	4
歳 出 合 計		611,244	2,857	608,387

令和2年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,215千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,449千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		311,662	30,215	281,447
	1 繰 入 金	311,662	30,215	281,447
歳 入 合 計		311,664	30,215	281,449

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		123,899	30,128	93,771
	1 事 業 費	123,899	30,128	93,771
2 公 債 費		187,765	87	187,678
	1 公 債 費	187,765	87	187,678
歳 出 合 計		311,664	30,215	281,449

令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,152千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		37,364	9,601	46,965
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,764	9,601	46,365
歳 入 合 計		57,551	9,601	67,152

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		53,861	9,601	63,462
	1 総 務 管 理 費	53,861	9,601	63,462
歳 出 合 計		57,551	9,601	67,152

令和2年度津市椋本財産区特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の椋本財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		2	1	3
	1 財 産 運 用 収 入	2	1	3
嵩 入 合 計		557	1	558

嵩 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		2	1	3
	1 基 金 積 立 金	2	1	3
嵩 出 合 計		557	1	558

令和2年度津市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度津市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,211,445	445,011	7,766,434
第1項 営業収益	6,705,679	458,031	6,247,648
第2項 営業外収益	1,498,239	12,937	1,511,176
第3項 特別利益	7,527	83	7,610

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,308,674	374,870	7,933,804
第1項 営業費用	7,904,005	374,870	7,529,135

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中 「2,738,286千円」を 「2,332,471千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,436,187	188,891	1,247,296
第1項 企業債	1,186,300	271,500	914,800
第3項 補助金	217,546	82,609	300,155

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,174,473	594,706	3,579,767
第1項 建設改良費	2,942,653	594,706	2,347,947

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	片田浄水場 計装設備等 更新事業	1,259,071	令和2年度	495,506	916,205	令和2年度	27,849
				令和3年度	508,437		令和3年度	525,092
				令和4年度	255,128		令和4年度	363,264

(企業債)

第5条 予算第7条中限度額「1,186,300千円」を「914,800千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「597,072千円」を「596,878千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度津市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めると
ころによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に
定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,703,729	189,538	10,514,191
第1項 営 業 収 益	3,617,477	23,120	3,594,357
第2項 営 業 外 収 益	7,054,144	166,418	6,887,726

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,611,592	77,912	9,533,680
第1項 営 業 費 用	8,385,159	78,357	8,306,802
第2項 営 業 外 費 用	1,223,235	1,755	1,221,480
第3項 特 別 損 失	3,198	2,200	5,398

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,061,782千円」を「2,937,643千円」に改め、
資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	6,234,988	83,838	6,151,150
第1項 企 業 債	3,974,400	160,300	3,814,100
第2項 負 担 金	76,431	74,462	150,893
第3項 補 助 金	2,184,157	2,000	2,186,157

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,296,770	207,977	9,088,793
第1項 建 設 改 良 費	4,275,537	194,203	4,081,334
第2項 流域下水道建設負担金	67,357	13,774	53,583

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前			補正後			単位 千円
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ)築造事業	392,900	令和2年度	157,200	331,000	令和2年度	140,000	
				令和3年度	235,700		令和3年度	191,000	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場沈砂池設備(除塵機等)築造事業	238,800	令和2年度	95,600	200,000	令和2年度	85,000	
				令和3年度	143,200		令和3年度	115,000	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備に伴う電気設備築造事業	364,800	令和2年度	146,400	312,000	令和2年度	130,200	
				令和3年度	218,400		令和3年度	181,800	
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ原動機)改築事業	376,000	令和2年度	150,560	349,800	令和2年度	150,560	
				令和3年度	225,440		令和3年度	199,240	

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	単位 千円
流域下水道事業負担金	63,100	49,600	
公共下水道事業	2,561,300	2,414,500	

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「3,845,543千円」を「3,690,348千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業収益	257,413	97,000	160,413
第1項 営 業 収 益	255,294	97,000	158,294

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業費用	216,675	19,700	196,975
第1項 営 業 費 用	205,934	11,700	194,234
第2項 営 業 外 費 用	10,741	8,000	2,741

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「103,405千円」を「96,387千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	103,405	7,018	96,387
第1項 建設改良費	34,485	7,018	27,467

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市モーター ボート競走事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度津市モーター ボート競走事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市モーター ボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 モーター ボート競走 事業収益	60,959,195	21,280	60,937,915
第1項 営業収益	60,870,324	7,390	60,862,934
第2項 営業外収益	88,871	13,890	74,981

支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 モーター ボート競走 事業費用	60,239,350	22,567	60,261,917
第1項 営業費用	57,196,086	277,433	56,918,653
第2項 営業外費用	3,043,264	300,000	3,343,264

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「922,983千円」を「903,293千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 資本的収入	161,248	15,712	176,960
第3項 基金繰入金	161,248	15,712	176,960

支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 資本的支出	1,084,231	3,978	1,080,253
第1項 建設改良費	465,570	3,978	461,592

（継続費）

第4条 予算第5条で定めた継続費の総額及び年割額を、次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	モーター ボート競 走場競技 棟等整備 事 業	4,058,078	令和2年度	32,548	3,946,959	令和2年度	28,570
				令和3年度	500,013		令和3年度	471,408
				令和4年度	1,494,190		令和4年度	1,418,111
				令和5年度	1,011,233		令和5年度	974,099
				令和6年度	1,020,094		令和6年度	1,054,771

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	406,576	18,937	425,513
(2) 交際費	1,027	690	337

津市長 前葉泰幸

令和3年度津市一般会計予算

令和3年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,940,409千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 市 税		39,508,520
	1 市 民 税	17,189,375
	2 固 定 資 産 税	17,722,213
	3 軽 自 動 車 税	817,491
	4 市 た ば こ 税	1,549,748
	5 入 湯 税	17,495
2 地 方 譲 与 税	6 都 市 計 画 税	2,212,198
		980,107
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	201,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	670,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	108,106
3 利 子 割 交 付 金	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
		45,000
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	45,000
		160,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	160,000
		75,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000
		483,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	483,000
		5,899,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,899,000
		220,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	220,000
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		80,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000
		43,000
12 地 方 特 例 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
		490,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地 方 特 例 交 付 金	296,000
	3 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	194,000
13 地 方 交 付 税		16,900,000
	1 地 方 交 付 税	16,900,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		34,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		634,690
	1 分 担 金	15,609
	2 負 担 金	619,081
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,899,544
	1 使 用 料	1,692,184
	2 手 数 料	207,360
17 国 庫 支 出 金		17,105,542
	1 国 庫 負 担 金	14,680,216
	2 国 庫 補 助 金	2,420,150
	3 委 託 金	5,176
18 県 支 出 金		8,248,928
	1 県 負 担 金	5,166,960
	2 県 補 助 金	2,499,897
	3 委 託 金	582,071
19 財 产 収 入		223,748
	1 財 产 運 用 収 入	132,187
	2 財 产 売 払 収 入	91,561
20 寄 附 金		174,941
	1 寄 附 金	174,941
21 繰 入 金		7,036,047
	1 他 会 計 繰 入 金	25,692
	2 基 金 繰 入 金	7,010,355
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		880,941

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	55,001
	2 市預金利子	900
	3 貸付金元利収入	65,509
	4 受託事業収入	3,056
	5 雜入	756,475
24 市債		8,718,400
	1 市債	8,718,400
歳入合計		109,940,409

歳出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議会費		582,901
	1 議会費	582,901
2 総務費		14,851,458
	1 総務管理費	12,464,942
	2 徴税費	1,249,224
	3 戸籍住民基本台帳費	675,459
	4 選挙費	352,581
	5 統計調査費	26,613
	6 監査委員費	82,639
3 民生費		42,222,894
	1 社会福祉費	22,272,873
	2 児童福祉費	14,645,788
	3 生活保護費	5,294,133
	4 災害救助費	10,100
4 衛生費		10,884,465
	1 保健衛生費	3,998,828
	2 斎場費	295,395
	3 環境費	405,339
	4 清掃費	5,408,291
	5 産業廃棄物処理費	20,764
	7 上水道費	380,990
	8 生活排水処理費	374,858
5 労働費		80,392
	1 労働諸費用	80,392
6 農林水産業費		2,241,370
	1 農業費	1,325,625
	2 林業費	353,079
	3 水産業費	109,871
	4 農業集落排水費	452,795
7 商工費		1,321,683
	1 商工費	1,321,683
8 土木費		13,212,217
	1 土木管理費	288,841
	2 道路橋りょう費	4,971,676
	3 河川費	416,974
	4 港湾費	88,835

(単位：千円)

款	項	金額
	5 都市計画費	6,984,458
	6 住宅費	461,433
9 消防費		3,741,869
	1 消防費	3,741,869
10 教育費		9,717,860
	1 教育総務費	2,176,004
	2 小学校費	2,395,364
	3 中学校費	1,151,956
	4 幼稚園費	1,265,420
	5 社会教育費	2,124,687
	6 短期大学費	604,429
12 公債費		10,961,200
	1 公債費	10,961,200
13 諸支出金		22,100
	1 災害援護資金貸付金	22,100
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		109,940,409

第2表 繙 費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)津西会館別館整備事業	170,477	令和3年度	146,641
				令和4年度	23,836
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業 (上津架道橋改築)	2,150,000	令和3年度	300,000
				令和4年度	930,000
				令和5年度	920,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業 (旧橋撤去工)	460,000	令和3年度	40,000
				令和4年度	420,000

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得(令和3年度先行取得依頼分)	令和3年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証(令和3年度分)	令和3年度から債務完了年度まで	3,000,000
(仮称)津西会館別館備品購入	令和4年度	6,501
民間社会福祉施設施設設整備費補助金	令和4年度	16,476
産業廃棄物税負担事業	令和4年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位:千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業	19,200			
過疎地域振興事業	70,900			
集会施設整備事業	157,200			
防災対策事業	3,300			
運動施設整備事業	3,900			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	9,300			
農業生産基盤整備事業	7,600			
林道整備事業	15,500			
地域水産物供給基盤整備事業	25,200			
観光施設整備事業	13,400			
道路整備事業	1,135,500			
河川整備事業	111,200			
街路整備事業	104,800			
公園整備事業	6,700			
港湾整備事業	21,600			
学校教育施設整備事業	466,400			
放課後児童施設整備事業	24,600			
臨時財政対策	6,500,000			
		証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

令和3年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,954,512千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,403千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次とおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,198,811
	1 国民健康保険料	5,198,811
2 国民健康保険税		259
	1 国民健康保険税	259
3一部負担金		1
	1一部負担金	1
4 使用料及び手数料		2,634
	1手数料	2,634
8県支出金		19,827,499
	2県補助金	19,827,499
10財産収入		37
	1財産運用収入	37
11繰入金		1,838,177
	1繰入金	1,838,177
12繰越金		1
	1繰越金	1
13諸収入		87,093
	1滞延金、加算金及び過料	43,768
	3雑入	43,325
歳入合計		26,954,512

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		408,514
	1 総務管理費	295,672
	2 徴収費	110,779
	3 運営協議会費	524
	4 趣旨普及費	1,539
2 保険給付費		19,442,817
	1 療養諸費	16,799,419
	2 高額療養費	2,547,380
	3 移送費	261
	4 出産育児諸費	75,638
	5 葬祭諸費	19,350
	6 傷病手当金	769
3 国民健康保険事業費納付金		6,758,353
	1 医療給付費分	4,756,900
	2 後期高齢者支援金等分	1,558,354
	3 介護納付金分	443,099
7 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
8 保健事業費		287,352
	1 特定健康診査等事業費	233,379
	2 保健事業費	53,973
9 基金積立金		37
	1 基金積立金	37
11 諸支出金		57,419
	1 償還金及び還付加算金	30,357
	2 繰出金	27,062
歳出合計		26,954,512

直営診療施設勘定

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		37,007
	1 外 来 収 入	33,650
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,357
2 使 用 料 及 び 手 数 料		332
	1 使 用 料	53
	2 手 数 料	279
3 繰 入 金		27,062
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	27,062
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雜 入	1
歳 入	合 計	64,403

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		42,408
	1 施 設 管 理 費	42,408
2 医 業 費		20,771
	1 医 業 費	20,771
3 公 債 費		1,224
	1 公 債 費	1,224
歳 出	合 計	64,403

令和3年度津市介護保険事業特別会計予算

令和3年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,307,770千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次とおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 保 険 料		6,213,460
	1 介 護 保 険 料	6,213,460
2 使 用 料 及 び 手 数 料		500
	1 手 数 料	500
3 国 庫 支 出 金		6,888,343
	1 国 庫 負 担 金	5,023,688
	2 国 庫 補 助 金	1,864,655
4 支 払 基 金 交 付 金		7,624,021
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,624,021
5 県 支 出 金		4,130,599
	1 県 負 担 金	3,934,779
	2 県 補 助 金	195,820
6 財 産 収 入		69
	1 財 産 運 用 収 入	69
7 繰 入 金		4,442,574
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,442,574
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		8,201
	2 雜 入	7,001
	3 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1,200
嵩 入 合 計		29,307,770

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		435,532
	1 総務管理費	144,321
	2 徴収費	38,606
	3 介護認定調査費等費	163,098
	4 介護認定審査会費	87,287
	5 趣旨普及費	1,207
	6 計画策定等関係費	1,013
2 保険給付費		27,571,521
	1 介護及び予防給付費	26,705,248
	2 特定入所者介護サービス等費	844,479
	3 その他の諸費	21,794
3 地域支援事業費		1,253,097
	1 一般介護予防事業費	62,780
	2 包括的支援事業・任意事業費	580,498
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	607,797
	4 その他の諸費	2,022
4 基金積立金		69
	1 基金積立金	69
6 諸支出金		12,551
	1 償還金及び還付加算金	12,551
7 保健福祉事業費		35,000
	1 保健福祉事業費	35,000
歳出合計		29,307,770

令和3年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,015,553千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,098,903
	1 後期高齢者医療保険料	3,098,903
2 使用料及び手数料		370
	1 手 数 料	370
3 繰 入 金		3,903,069
	1 一般会計繰入金	3,903,069
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		13,208
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雜 入	8,199
	4 償還金及び還付加算金	4,999
歳 入 合 計		7,015,553

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		95,109
	1 総務管理費	76,093
	2 徴 収 費	19,016
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,915,384
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,915,384
3 諸 支 出 金		5,060
	1 償還金及び還付加算金	5,060
歳 出 合 計		7,015,553

令和3年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和3年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,389千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,744
	1 分 担 金	7,744
2 使 用 料 及 び 手 数 料		102,367
	1 使 用 料	102,367
3 国 庫 支 出 金		13,627
	1 国 庫 補 助 金	13,627
4 県 支 出 金		5,757
	1 県 補 助 金	5,757
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		282,692
	1 一 般 会 計 繰 入 金	278,725
	2 基 金 繰 入 金	3,967
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		28,900
	1 市 債	28,900
9 諸 収 入		300
	1 雜 入	300
歳 入 合 計		441,389

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		20,970
	1 総 務 管 理 費	20,970
2 事 業 費		393,885
	1 市 営 清 洗 槽 事 業 費	393,885
3 基 金 積 立 金		4,228
	1 基 金 積 立 金	4,228
4 公 債 費		22,306
	1 公 債 費	22,306
歳 出 合 計		441,389

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営浄化槽改造資金融資に伴う損失補償	令和3年度	3,204
産業廃棄物税負担事業	令和4年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、 %)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	28,900	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができる。

令和3年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

令和3年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,476千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用 料 及 び 手 数 料		105,717
	1 使 用 料	105,717
2 繰 入 金		16,740
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,740
3 財 産 収 入		18
	1 財 産 運 用 収 入	18
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		122,476

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		20,467
	1 総 務 管 理 費	20,467
2 事 業 費		102,009
	1 共 同 汚 水 处 理 施 設 事 業 費	102,009
歳 出 合 計		122,476

令和3年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,973千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,477
	1 分 担 金	8,477
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,689
	1 使 用 料	127,689
3 財 産 収 入		11
	1 財 産 運 用 収 入	11
4 繰 入 金		452,795
	1 繰 入 金	452,795
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		588,973

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		11,009
	1 総 務 管 理 費	11,009
2 事 業 費		271,397
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	271,397
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 公 債 費		306,566
	1 公 債 費	306,566
歳 出 合 計		588,973

令和3年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,874千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		307,872
	1 繰入金	307,872
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		307,874

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		139,142
	1 事業費	139,142
2 公債費		168,732
	1 公債費	168,732
歳出合計		307,874

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和4年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

令和3年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,935千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出
予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 県 支 出 金		1,606
	1 県 補 助 金	1,606
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		33,328
	1 貸 付 金 元 利 収 入	32,849
	2 雑 入	479
歳 入 合 計		34,935

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		33,665
	1 総 務 管 理 費	33,665
3 公 債 費		1,270
	1 公 債 費	1,270
歳 出 合 計		34,935

令和3年度津市椋本財産区特別会計予算

令和3年度津市の椋本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ501千円と定める。
- 2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		494
	1 基金繰入金	494
3 繰越金		5
	1 繰越金	5
4 諸収入		1
	1 雜入	1
嵩入合計		501

嵩 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		500
	1 総務管理費	500
2 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
嵩出合計		501

令和3年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	135,000戸
(2) 年間総配水量	40,110,000 m ³
(3) 一日平均配水量	109,890 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 水道事業収益	7,919,978
第1項 営業収益	6,615,445
第2項 営業外収益	1,295,159
第3項 特別利益	9,374

支出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,164,139
第1項 営業費用	7,775,991
第2項 営業外費用	379,801
第3項 特別損失	8,347

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,670,841 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款 資本的収入		1,953,376
第1項 企 業 債		1,610,200
第2項 出 資 金		9,300
第3項 補 助 金		305,204
第4項 負 担 金		28,672

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		4,624,217
第1項 建設改良費		3,493,521
第2項 企業債償還金		1,130,691
第3項 投 資		5

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	戸木町地内基幹管路更新事業	869,033	令和3年度	
				令和4年度	492,228
				令和5年度	376,805
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設台帳作成事業	117,700	令和3年度	56,100
				令和4年度	61,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業営業 関連業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	1,667,600 千円
第2次津市水道事業基本 計画中間見直し業務委託	令和4年度	16,419 千円
産業廃棄物税負担事業	令和4年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に あてるため	千円 1,610,200	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 （ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率） %	40か年以内（据置期間 を含む。）償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	884,327
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 371,690 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、69,171 千円と定める。

津市長 前葉泰幸

令和3年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1戸
(2) 年間総配水量	360,000 m ³
(3) 一日平均配水量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 工業用水道事業収益	23,894
第1項 営業収益	23,760
第2項 営業外収益	134
支 出	単位 千円
第1款 工業用水道事業費用	22,799
第1項 営業費用	21,799
第2項 営業外費用	1,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前葉泰幸

令和3年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	57,217戸
(2) 年間総排水量	14,089,000 m ³
(3) 一日平均排水量	38,600 m ³
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 下水道事業収益	10,886,159
第1項 営業収益	3,783,898
第2項 営業外収益	7,102,259
第3項 特別利益	2

支出	単位 千円
第1款 下水道事業費用	9,771,150
第1項 営業費用	8,566,057
第2項 営業外費用	1,202,450
第3項 特別損失	2,643

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,122,190千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		7,750,217
第1項 企業債		4,951,300
第2項 負担金		105,828
第3項 補助金		2,693,089
支出		単位 千円
第1款 資本的支出		10,872,407
第1項 建設改良費		5,676,664
第2項 流域下水道建設負担金		118,012
第3項 企業債償還金		5,077,731

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	町屋第2雨水幹線築造事業	413,000	令和3年度	80,000
				令和4年度	333,000
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ)築造事業	364,400	令和3年度	122,000
				令和4年度	242,400
1 資本的支出	1 建設改良費	中央浄化センターポンプ設備(5号ポンプ)改築事業	412,600	令和3年度	136,000
				令和4年度	276,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和3年度	17,030千円
産業廃棄物税負担事業	令和4年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 111,600	証書借入 又は 証券発行	% 年1.5以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還とし、 政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合は、その債権 者と協定する。ただし、 市財政の都合により繰り 上げ償還することができ る。
公共下水道事業	3,459,700			
資本費平準化	1,380,000			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	単位 千円
職員給与費	551,913

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,905,533千円である。

津市長 前葉泰幸

令和3年度津市駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1,225台
(2) 年間駐車台数	602,000台
(3) 一日平均駐車台数	1,684台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 駐車場事業収益	170,330千円
第1項 営業収益	168,347千円
第2項 営業外収益	1,983千円
支出	
第1款 駐車場事業費用	227,421千円
第1項 営業費用	224,375千円
第2項 営業外費用	3,046千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,101千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）

支出	
第1款 資本的支出	50,101千円
第1項 建設改良費	3,323千円
第2項 企業債償還金	11,786千円
第3項 他会計長期借入金償還金	34,992千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地

方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	13,045千円
-------	----------

津市長 前葉泰幸

令和3年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	180日
(2) 年間舟券発売金	44,654,600千円
(3) 1日平均舟券発売金	248,081千円
(4) 年間場間場外受託発売金	11,624,000千円
(5) 主要な建設改良事業	競技棟等整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益	46,823,052
第1項 営業収益	46,742,932
第2項 営業外収益	80,120

支 出	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用	44,594,839
第1項 営業費用	44,529,057
第2項 営業外費用	65,782

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 213,136千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入	単位 千円
第1款 資本的収入	486,408
第3項 基金繰入金	471,408
第5項 補助金	15,000

支 出	単位 千円
第1款 資本的支出	699,544

第1項 建設改良費	699,321
第3項 投資	223

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

(1) 職員給与費	414,241
(2) 交際費	967

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
機器	自動火災報知設備機器	一式
機器	キャッシュレスシステム	一式
機器	中央集計室システム機器	一式
機器	外向発売所発売払戻機	一式

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,799,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,695,039千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分 担 金 及 び 負 担 金		625,131	22,500	647,631
	1 分 担 金	17,914	22,500	40,414
17 国 庫 支 出 金		48,011,094	914,385	48,925,479
	1 国 庫 負 担 金	13,709,923	95,604	13,614,319
	2 国 庫 補 助 金	34,296,787	1,009,989	35,306,776
18 県 支 出 金		7,877,888	106,821	7,984,709
	1 県 負 担 金	5,162,998	131	5,162,867
	2 県 補 助 金	2,145,186	106,952	2,252,138
20 寄 附 金		189,023	10,300	199,323
	1 寄 附 金	189,023	10,300	199,323
21 繰 入 金		5,421,579	47,502	5,469,081
	2 基 金 繰 入 金	2,065,845	47,502	2,113,347
23 諸 収 入		2,318,115	1,450	2,319,565
	5 雜 入	2,186,709	1,450	2,188,159
24 市 債		8,265,900	696,400	8,962,300
	1 市 債	8,265,900	696,400	8,962,300
歳 入 合 計		142,895,681	1,799,358	144,695,039

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		44,047,548	32,674	44,080,222
	1 総務管理費	41,880,554	32,674	41,913,228
3 民生費		43,720,272	2,866	43,723,138
	1 社会福祉費	22,189,678	1,379	22,191,057
	2 児童福祉費	15,833,479	1,487	15,834,966
4 衛生費		9,966,418	272,827	10,239,245
	1 保健衛生費	3,247,539	272,827	3,520,366
	2 施設費	289,067		289,067
6 農林水産業費		2,701,226	141,982	2,843,208
	1 農業費	1,738,754	141,982	1,880,736
7 商工費		3,597,265	40,147	3,557,118
	1 商工費	3,597,265	40,147	3,557,118
8 土木費		12,440,901	806,028	13,246,929
	2 道路橋りょう費	4,165,533	259,212	4,424,745
	5 都市計画費	6,822,241	546,816	7,369,057
9 消防費		4,050,026	2,075	4,047,951
	1 消防費	4,050,026	2,075	4,047,951
10 教育費		10,815,807	585,203	11,401,010
	1 教育総務費	2,434,234		2,434,234
	2 小学校費	3,077,589	354,618	3,432,207
	3 中学校費	1,180,714	233,359	1,414,073
	5 社会教育費	2,291,950	837	2,291,113
	6 短期大学費	570,183	1,937	568,246
歳出合計		142,895,681	1,799,358	144,695,039

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症リモート環境整備事業	3,570
3 民生費	1 社会福祉費	北部市民センター温浴設備改修事業	4,201
6 農林水産業費	1 農業費	耐震対策ため池改修事業	70,651
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道経ヶ峰線開設事業	8,812
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業(交付金事業)	184,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	311,590
10 教育費	2 小学校費	学校保健特別対策事業	50,800
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	213,568
10 教育費	3 中学校費	学校保健特別対策事業	22,800

変 更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保・接種対策事業	381,633	638,566
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	6,073	79,422
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	2,300	27,512
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業(交付金事業)	54,120	104,120
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	63,415	174,044
8 土木費	5 都市計画費	香良洲高台防災公園整備事業	80,000	515,460

第3表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業生産基盤整備事業	119,400	149,900
道路整備事業	834,400	926,400
街路整備事業	33,000	87,800
公園整備事業	36,900	211,900
学校教育施設整備事業	91,200	421,700
減収補填	559,100	572,700

令和2年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度津市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,514,191	1,370	10,515,561
第1項 営 業 収 益	3,594,357	440	3,594,797
第2項 営 業 外 収 益	6,887,726	930	6,888,656

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,937,643千円」を「2,939,013千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	6,151,150	984,517	7,135,667
第1項 企 業 債	3,814,100	534,000	4,348,100
第2項 負 担 金	150,893	567	151,460
第3項 補 助 金	2,186,157	449,950	2,636,107

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,088,793	985,887	10,074,680
第1項 建 設 改 良 費	4,081,334	977,940	5,059,274
第2項 流域下水道建設負担金	53,583	7,947	61,530

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費の年割額を、次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前			補正後			単位 千円
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第2雨水幹線築造事業	180,000	令和2年度	70,000	180,000	令和2年度	180,000	
				令和3年度	110,000		令和3年度	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ)築造事業	331,000	令和2年度	140,000	331,000	令和2年度	331,000	
				令和3年度	191,000		令和3年度	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場沈砂池設備(除塵機等)築造事業	200,000	令和2年度	85,000	200,000	令和2年度	200,000	
				令和3年度	115,000		令和3年度	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備に伴う電気設備築造事業	312,000	令和2年度	130,200	312,000	令和2年度	312,000	
				令和3年度	181,800		令和3年度	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ原動機)改築事業	349,800	令和2年度	150,560	349,800	令和2年度	349,800	
				令和3年度	199,240		令和3年度	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場電気設備改築事業	84,000	令和2年度	33,600	84,000	令和2年度	84,000	
				令和3年度	50,400		令和3年度	0	

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	単位 千円
流域下水道事業負担金	49,600	57,500	
公共下水道事業	2,414,500	2,940,600	

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「3,690,348千円」を「3,690,635千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

津市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
3931	渋見町第12号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
3932	渋見町第13号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
3933	渋見町第14号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
4358	美川町第10号線	津市美川町	
		津市美川町	
7474	高茶屋小森山第51号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
2566	元町59号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2567	野村73号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2568	北口38号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2569	烏木23号線	津市久居烏木町	
		津市久居烏木町	
812	東豊久野6号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
813	墓澤4号線	津市芸濃町椋本	

		津市芸濃町椋本	
3 8 5 1	井上 15 号線	津市安濃町川西	
		津市安濃町川西	
2 5 7 0	北口 39 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2 5 7 1	北口 40 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	

津市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長m
			幅員m
3931	渋見町第12号線	津市渋見町字岩之谷650番2地	117.0m
		先から津市渋見町字岩之谷650番16地先まで	6.0m~10.7m
3932	渋見町第13号線	津市渋見町字岩之谷650番5地	20.7m
		先から津市渋見町字岩之谷650番6地先まで	6.0m~13.0m
3933	渋見町第14号線	津市渋見町字岩之谷650番10地先から津市渋見町字岩之谷650番11地先まで	20.7m
			6.0m~13.0m
4358	美川町第10号線	津市美川町147番1地先から津市美川町147番8地先まで	105.5m
			6.0m~13.1m
7474	高茶屋小森山第51号線	津市高茶屋小森町字向山1716番43地先から津市高茶屋小森町字向山1716番63地先まで	117.4m
			6.0m~10.3m
2566	元町59号線	津市久居元町字北田2164番2地先から津市久居元町字北田2164番1地先まで	25.8m
			6.0m~9.5m
2567	野村73号線	津市久居野村町字池尻2006番10地先から津市久居野村町字池尻2006番12地先まで	36.6m
			6.0m~13.1m

2568	北口38号線	津市久居北口町字北口438番50地先から津市久居北口町字北口438番46地先まで	57.1m 6.0m～ 13.1m
2569	烏木23号線	津市久居烏木町405番1地先から津市久居烏木町405番3地先まで	28.9m 6.0m～ 13.1m
812	東豊久野6号線	津市芸濃町椋本字東豊久野2979番1地先から津市芸濃町椋本字東豊久野2974番地先まで	90.9m 6.0m～ 11.0m
813	墓澤4号線	津市芸濃町椋本字墓沢4323番1地先から津市芸濃町椋本字墓沢4216番3地先まで	229.6m 9.0m～ 17.1m
3851	井上15号線	津市安濃町川西字世古1222番12地先から津市安濃町川西字世古1222番1地先まで	96.8m 6.0m～ 9.4m
2570	北口39号線	津市久居北口町字野中34番2地先から津市久居北口町字野中27番6地先まで	80.1m 6.0m～ 6.8m
2571	北口40号線	津市久居北口町字野中31番4地先から津市久居北口町字野中31番6地先まで	40.0m 4.7m～ 8.2m

津市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

1 路線名 3925 上浜町第91号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市上浜町六丁目279番96地先から津市上浜町六丁目279番5地先まで	新	6.0~6.0	31.5

2 路線名 4227 川添美川町第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市美川町147番8地先から津市美川町167番4地先まで	旧	4.7~5.5	59.9
津市美川町147番8地先から津市美川町167番4地先まで	新	6.0~6.0	59.9

3 路線名 1690 東鷹跡10号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居元町字北出2165番2地先から津市久居元町字北出2166番8地先まで	旧	1.7~3.7	43.0
津市久居元町字北出2165番2地先から津市久居元町字北出2166番8地先まで	新	2.8~4.3	43.0

4 路線名 1710 元町40号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字北出 2168番2地先から津市 久居元町字北出 2165番地先まで	旧	1.9~ 2.0	87.9
津市久居元町字北出 2168番2地先から津市 久居元町字北出 2165番2地先まで	新	6.0~ 10.3	86.9

津市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3931	渋見町第12号線	津市渋見町字岩之谷650番2地先から津市渋見町字岩之谷650番16地先まで	令和3年4月1日
3932	渋見町第13号線	津市渋見町字岩之谷650番5地先から津市渋見町字岩之谷650番6地先まで	令和3年4月1日
3933	渋見町第14号線	津市渋見町字岩之谷650番10地先から津市渋見町字岩之谷650番11地先まで	令和3年4月1日
4358	美川町第10号線	津市美川町147番1地先から津市美川町147番8地先まで	令和3年4月1日
7474	高茶屋小森山第51号線	津市高茶屋小森町字向山1716番43地先から津市高茶屋小森町字向山1716番63地先まで	令和3年4月1日
2566	元町59号線	津市久居元町字北田2164番2地先から津市久居元町字北田2164番1地先まで	令和3年4月1日
2567	野村73号線	津市久居野村町字池尻2006番10地先から津市久居野	令和3年4月1

		村町字池尻 2006 番 12 地 先まで	日
2568	北口 38 号線	津市久居北口町字北口 438 番 50 地先から津市久居北口 町字北口 438 番 46 地先ま で	令和 3 年 4 月 1 日
2569	鳥木 23 号線	津市久居鳥木町 405 番 1 地 先から津市久居鳥木町 405 番 3 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
812	東豊久野 6 号線	津市芸濃町椋本字東豊久野 2 979 番 1 地先から津市芸濃 町椋本字東豊久野 2974 番 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
813	墓澤 4 号線	津市芸濃町椋本字墓沢 432 3 番 1 地先から津市芸濃町椋 本字墓沢 4216 番 3 地先ま で	令和 3 年 4 月 1 日
3851	井上 15 号線	津市安濃町川西字世古 122 2 番 12 地先から津市安濃町 川西字世古 1222 番 1 地先 まで	令和 3 年 4 月 1 日
2570	北口 39 号線	津市久居北口町字野中 34 番 2 地先から津市久居北口町字 野中 27 番 6 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
2571	北口 40 号線	津市久居北口町字野中 31 番 4 地先から津市久居北口町字 野中 31 番 6 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
3925	上浜町第 91 号 線	津市上浜町六丁目 279 番 9 6 地先から津市上浜町六丁目 279 番 5 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
4227	川添美川町第 2 号線	津市美川町 147 番 8 地先か ら津市美川町 167 番 4 地先	令和 3 年 4 月 1 日

		まで	
1690	東鷹跡10号線	津市久居元町字北出2165番2地先から津市久居元町字北出2166番8地先まで	令和3年4月1日
1710	元町40号線	津市久居元町字北出2168番2地先から津市久居元町字北出2165番2地先まで	令和3年4月1日

津市告示第48号

下記の者の配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月25日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		配当計算書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第49号

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定（平成29年津市告示第53号）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年3月29日

津市長 前葉泰幸

表中「株式会社第三銀行」を削り、「株式会社三重銀行」を「株式会社三十三銀行」に改める。

津市告示第 50 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成 18 年津市規則第 39 号）第 7 条の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

自動車臨時運行許可番号標

三重 20 - 25 津

津市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和3年3月30日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

NPO法人H A - H A - H A

2 事業所の名称

相談支援事業所子L A B

3 事業所の所在地

津市新町一丁目1番16号1F

4 指定年月日

令和3年4月1日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502803

(2) 障害児相談支援事業所 2470500766

津市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）第3条の規定により、令和3年2月28日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和3年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	149,712,117	114,663,313	76.6%	149,712,117	105,204,047	70.3%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	27,365,837	20,424,334	74.6%	27,365,837	21,948,535	80.2%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	64,351	31,475	48.9%	64,351	40,024	62.2%
介護保険事業特別会計	28,948,032	22,646,439	78.2%	28,948,032	24,505,208	84.7%
後期高齢者医療事業特別会計	6,900,360	2,623,326	38.0%	6,900,360	5,504,615	79.8%
市営浄化槽事業特別会計	454,863	87,575	19.3%	454,863	335,792	73.8%
共同汚水処理施設事業特別会計	123,698	93,233	75.4%	123,698	73,309	59.3%
農業集落排水事業特別会計	611,244	108,770	17.8%	611,244	346,177	56.6%
土地区画整理事業特別会計	311,664	3	0.0%	311,664	165,194	53.0%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	57,551	69,290	120.4%	57,551	8,318	14.5%
棕本財産区特別会計	557	6	1.1%	557	164	29.4%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和3年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,431,083	36,075,432	87.1%
2 地 方 譲 与 税	1,046,407	689,807	65.9%
3 利 子 割 交 付 金	45,000	33,268	73.9%
4 配 当 割 交 付 金	160,000	66,298	41.4%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	403,000	261,025	64.8%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,971,000	4,664,730	78.1%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	247,000	178,753	72.4%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	81,000	65,692	81.1%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	44,719	104.0%
12 地 方 特 例 交 付 金	312,123	312,123	100.0%
13 地 方 交 付 税	18,371,158	17,147,045	93.3%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,000	19,025	57.7%
15 分 担 金 及 び 負 担 金	627,181	477,668	76.2%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,948,908	1,506,066	77.3%
17 国 庫 支 出 金	49,192,566	42,773,047	87.0%
18 県 支 出 金	8,509,749	3,230,464	38.0%
19 財 産 収 入	223,940	264,497	118.1%
20 寄 附 金	164,377	187,631	114.1%
21 繰 入 金	7,946,323	1,000,000	12.6%
22 繰 越 金	625,468	625,469	100.0%
23 諸 収 入	2,367,034	1,902,239	80.4%
24 市 債	9,887,800	3,138,300	31.7%
合 計	149,712,117	114,663,313	76.6%

(2) 支 出

単位：千円

区分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	582,303	532,405	91.4%
2 総 務 費	45,631,492	38,737,686	84.9%
3 民 生 費	43,942,289	28,332,176	64.5%
4 衛 生 費	10,237,330	6,238,631	60.9%
5 労 働 費	57,131	45,913	80.4%
6 農 林 水 産 業 費	3,146,174	1,185,113	37.7%
7 商 工 費	3,812,867	3,163,763	83.0%
8 土 木 費	14,398,465	10,099,613	70.1%
9 消 防 費	4,098,565	3,189,557	77.8%
10 教 育 費	12,836,820	8,294,688	64.6%
11 災 害 復 旧 費	165,494	87,902	53.1%
12 公 債 費	10,695,200	5,296,600	49.5%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	85,887		
合 計	149,712,117	105,204,047	70.3%

3 市債の状況

令和3年2月28日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	54,975,950	50.3
	(1) 総務	20,844,756	19.0
	(2) 民生	2,149,630	2.1
	(3) 衛生	6,945,590	6.3
	(4) 農林水産業	885,101	0.8
	(5) 商工	153,993	0.1
	(6) 土木	10,487,840	9.6
	(7) 消防	1,626,699	1.5
	(8) 教育	11,882,341	10.9
	2 災害復旧債	599,851	0.5
	(1) 農林水産業	27,464	0.0
	(2) 土木	572,387	0.5
	3 その他の	53,804,390	49.2
	(1) 臨時財政対策債	53,034,696	48.5
	(2) その他の	769,694	0.7
計		109,380,191	100.0
特会別計	国民健康保険	10,390	0.3
	市営浄化槽	168,766	4.5
	農業集落排水	2,277,480	60.5
	土地区画整理	1,304,660	34.6
	住宅新築資金等貸付	3,044	0.1
	計	3,764,340	100.0
合計		113,144,531	

令和3年2月28日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和3年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	8,768,392
減 債 基 金	1,507,339
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	14,633
国 際 交 流 推 進 基 金	218,080
國 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,036,295
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,118,446
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	15,033
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,983
綠 化 基 金	111,886
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	1
文 化 振 興 基 金	212,797
ま ち づ く り 振 興 基 金	2,202,260
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	112,411
公 共 施 設 整 備 基 金	905,837
環 境 対 策 推 進 基 金	167
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	288,605
市 営 净 化 槽 事 業 基 金	31,253
森 林 環 境 基 金	4,265
新型コロナウイルス感染症対策事業基金	379,559
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 基 金	
合 計	17,935,242

5 市有財産の状況

令和3年2月28日現在

有価証券等	2,362,409千円
自動車	666台
建物	1,088,451.43m ²
土地	21,432,140.31m ²

* 公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和3年2月28日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
68,381円	市民税	148,603円
64,776円	固定資産税	140,768円
7,918円	都市計画税	17,208円
5,898円	市たばこ税	12,817円
2,841円	軽自動車税	6,173円
129円	入湯税	280円
291円	その他	631円
150,234円	計	326,480円

人口275,778人、世帯数126,902世帯（令和3年2月28日現在）にて
算出しています。

津市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 路線名 1202 栗真町屋町第7号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市栗真町屋町字北垣内930番地先から津市栗真町屋町字北垣内926番地先まで	旧	1.8~1.9	18.6
津市栗真町屋町字北垣内930番地先から津市栗真町屋町字北垣内926番地先まで	新	3.0~3.2	18.6

2 路線名 2238 一身田町第5号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市一身田町字四ノ坪255番1地先から津市一身田町字四ノ坪255番2地先まで	旧	2.2~2.5	18.2
津市一身田町字四ノ坪255番1地先から津市一身田町字四ノ坪255番2地先まで	新	3.1~3.3	18.2

3 路線名 2273 一身田緑宝第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市一身田大古曾字鳥ノ道328番1地先から津市一身田大古曾字鳥ノ道327番1地先まで	旧	3.3~3.5	43.8

津市一身田大古曾字鳥ノ道328番1地先から 津市一身田大古曾字鳥ノ道327番1地先まで	新	3.6~ 5.0	43.8
--	---	-------------	------

4 路線名 2326 一身田中野第12号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市一身田中野字鳥井ノ前509番1地先から 津市一身田中野字鳥井ノ前509番3地先まで	旧	1.9~ 2.5	20.0
津市一身田中野字鳥井ノ前509番1地先から 津市一身田中野字鳥井ノ前509番3地先まで	新	3.0~ 3.1	20.0

5 路線名 2328 一身田中野第14号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市一身田中野字鳥井ノ前510番地先から津 市一身田中野字鳥井ノ前510番地先まで	旧	1.8~ 2.0	17.2
津市一身田中野字鳥井ノ前510番地先から津 市一身田中野字鳥井ノ前510番地先まで	新	3.0~ 5.2	17.2

6 路線名 2634 大里山室町第15号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市大里山室町字西川原3635番1地先から 津市大里山室町字西川原3637番1地先まで	旧	2.3~ 3.0	23.6
津市大里山室町字西川原3635番1地先から 津市大里山室町字西川原3637番1地先まで	新	3.4~ 3.5	23.6

7 路線名 3635 上浜町第41号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市上浜町四丁目22番1地先から津市上浜町 四丁目22番1地先まで	旧	2.6~ 2.6	17.8

津市上浜町四丁目22番1地先から津市上浜町四丁目22番1地先まで	新	3.4~6.4	17.8
----------------------------------	---	---------	------

8 路線名 4023 中河原末広町第4号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市中河原字城之内516番1地先から津市中河原字城之内515番6地先まで	旧	2.0~3.7	26.5
津市中河原字城之内516番1地先から津市中河原字城之内515番6地先まで	新	2.9~4.2	26.5

9 路線名 4026 中河原第3号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市中河原字城之内503番2地先から津市中河原字城之内499番2地先まで	旧	2.2~2.3	16.7
津市中河原字城之内503番2地先から津市中河原字城之内499番2地先まで	新	3.0~3.3	16.7

10 路線名 4093 新東町乙部線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市大字乙部字川田2042番地先から津市大字乙部字川田2040番地先まで	旧	3.2~3.2	17.6
津市大字乙部字川田2042番地先から津市大字乙部字川田2040番地先まで	新	3.8~3.9	17.6

11 路線名 4197 八町大園町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市新町二丁目125番地先から津市新町二丁目125番地先まで	旧	3.5~3.5	28.3

津市新町二丁目125番地先から津市新町二丁目125番地先まで	新	3.6~3.7	28.3
--------------------------------	---	---------	------

1 2 路線名 4 2 1 6 新町第3号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市新町二丁目97番地先から津市新町二丁目97番地先まで	旧	2.7~2.8	16.2
津市新町二丁目97番地先から津市新町二丁目97番地先まで	新	3.4~3.4	16.2

1 3 路線名 4 2 4 7 神納町第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市神納町310番1地先から津市神納町310番1地先まで	旧	3.5~5.3	21.9
津市神納町310番1地先から津市神納町310番1地先まで	新	3.7~5.4	21.9

1 4 路線名 4 2 4 9 神納町第4号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市神納町221番1地先から津市神納町222番4地先まで	旧	3.0~3.1	25.0
津市神納町221番1地先から津市神納町222番4地先まで	新	3.7~4.9	25.0

1 5 路線名 5 0 6 4 二重池団地第21号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市半田字奥青谷3417番10地先から津市半田字奥青谷3417番11地先まで	旧	2.1~6.5	17.8

津市半田字奥青谷 3 4 1 7 番 1 0 地先から津市 半田字奥青谷 3 4 1 7 番 1 1 地先まで	新	4.0 ~ 9.2	17.8
--	---	--------------	------

1 6 路線名 6 2 2 0 藤方第 1 1 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市藤方字米垣内 1 1 2 0 番 1 地先から津市藤 方字米垣内 1 1 2 0 番 1 地先まで	旧	2.6 ~ 4.2	20.8
津市藤方字米垣内 1 1 2 0 番 1 地先から津市藤 方字米垣内 1 1 2 0 番 1 地先まで	新	3.3 ~ 4.3	20.8

1 7 路線名 6 2 6 1 垂水第 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市垂水字下境 7 9 3 番 1 地先から津市垂水字 下境 7 9 3 番 2 地先まで	旧	2.0 ~ 2.4	9.2
津市垂水字下境 7 9 3 番 1 地先から津市垂水字 下境 7 9 3 番 2 地先まで	新	3.0 ~ 4.4	9.2

1 8 路線名 7 2 0 5 雲出伊倉津町第 1 4 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市雲出伊倉津町字里之西 7 7 6 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字里之西 7 7 6 番 1 地先まで	旧	3.2 ~ 3.4	18.4
津市雲出伊倉津町字里之西 7 7 6 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字里之西 7 7 6 番 1 地先まで	新	3.7 ~ 3.8	18.4

1 9 路線名 1 0 7 戸木小戸木線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字桃里 2 0 1 8 番 1 地先から津市戸 木町字桃里 2 0 1 8 番 1 地先まで	旧	3.9 ~ 4.3	12.8

津市戸木町字桃里 2018番1地先から津市戸 木町字桃里 2018番1地先まで	新	4.1～ 4.3	12.8
--	---	-------------	------

20 路線名 1212 新家里中1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新家町字己改 1655番3地先から津市新 家町字己改 1655番1地先まで	旧	3.4～ 3.4	14.3
津市新家町字己改 1655番3地先から津市新 家町字己改 1655番1地先まで	新	4.0～ 4.0	14.3

21 路線名 1218 新家里中7号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新家町字己改 1585番5地先から津市新 家町字己改 1585番3地先まで	旧	3.0～ 3.0	13.0
津市新家町字己改 1585番5地先から津市新 家町字己改 1585番3地先まで	新	3.0～ 3.6	13.0

22 路線名 1426 元町17号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字東出 1868番1地先から津市 久居元町字東出 1868番1地先まで	旧	2.0～ 3.5	13.8
津市久居元町字東出 1868番1地先から津市 久居元町字東出 1868番1地先まで	新	4.0～ 5.6	13.8

23 路線名 1429 元町20号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字東出 1872番地先から津市久 居元町字東出 1871番1地先まで	旧	2.4～ 3.6	20.3

津市久居元町字東出 1872番地先から津市久居元町字東出 1871番1地先まで	新	2.9~ 3.7	20.3
---	---	-------------	------

2 4 路線名 1441 元町32号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字東出 1954番2地先から津市久居元町字東出 1954番2地先まで	旧	2.7~ 2.9	20.5
津市久居元町字東出 1954番2地先から津市久居元町字東出 1954番2地先まで	新	4.0~ 4.2	20.5

2 5 路線名 1690 東鷹跡10号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字北出 2181番1地先から津市久居元町字北出 2181番1地先まで	旧	1.9~ 1.9	3.2
津市久居元町字北出 2181番1地先から津市久居元町字北出 2181番1地先まで	新	2.9~ 2.9	3.2

2 6 路線名 1710 元町40号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字北出 2189番1地先から津市久居元町字北出 2176番1地先まで	旧	1.9~ 2.4	75.0
津市久居元町字北出 2189番1地先から津市久居元町字北出 2176番1地先まで	新	4.0~ 6.3	75.0

2 7 路線名 1759 戸木里中10号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市戸木町字東出 2273番地先から津市戸木町字東出 2273番地先まで	旧	2.2~ 3.5	14.5

津市戸木町字東出2273番地先から津市戸木町字東出2273番地先まで	新	3.2~3.5	14.5
------------------------------------	---	---------	------

28 路線名 1761 戸木里中12号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市戸木町字東出2321番地先から津市戸木町字東出2321番地先まで	旧	2.3~2.3	10.4
津市戸木町字東出2321番地先から津市戸木町字東出2321番地先まで	新	2.6~3.6	10.4

29 路線名 1766 戸木里中17号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市戸木町字東出2272番1地先から津市戸木町字東出2272番1地先まで	旧	1.7~2.2	18.6
津市戸木町字東出2272番1地先から津市戸木町字東出2272番1地先まで	新	2.9~6.0	18.6

30 路線名 2508 影重6号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町影重字里中1154番1地先から津市河芸町影重字里中1154番1地先まで	旧	1.4~1.4	23.8
津市河芸町影重字里中1154番1地先から津市河芸町影重字里中1154番1地先まで	新	2.8~3.1	23.8

31 路線名 3017 久知野2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町久知野字橋爪1280番1地先から津市河芸町久知野字橋爪1280番1地先まで	旧	3.0~6.5	39.5

津市河芸町久知野字橋爪 1280番1地先から 津市河芸町久知野字橋爪 1280番1地先まで	新	3.5~ 6.5	39.5
--	---	-------------	------

3 2 路線名 3567 久知野4号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町久知野字里前 1724番1地先から 津市河芸町久知野字里前 1724番7地先まで	旧	2.6~ 3.3	17.6
津市河芸町久知野字里前 1724番1地先から 津市河芸町久知野字里前 1724番7地先まで	新	3.5~ 3.6	17.6

3 3 路線名 170 念仏田追上線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字新町 1870番4地先から津 市芸濃町椋本字新町 1870番4地先まで	旧	2.5~ 2.5	17.0
津市芸濃町椋本字新町 1870番4地先から津 市芸濃町椋本字新町 1870番4地先まで	新	3.2~ 3.2	17.0

3 4 路線名 623 若一4号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町多門字若一846番2地先から津市 芸濃町多門字若一845番地先まで	旧	1.5~ 1.5	34.2
津市芸濃町多門字若一846番2地先から津市 芸濃町多門字若一845番地先まで	新	3.0~ 3.3	34.2

3 5 路線名 1070 浄土寺連部2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市安濃町連部字ゆふけ 125番3地先から津 市安濃町連部字ゆふけ 125番1地先まで	旧	2.8~ 2.8	39.7

津市安濃町連部字ゆふけ 125番3地先から津市安濃町連部字ゆふけ 125番1地先まで	新	3.4~3.7	39.7
--	---	---------	------

3 6 路線名 3120 仲之郷5号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市安濃町草生字東浦 4113番1地先から津市安濃町草生字東浦 4113番1地先まで	旧	3.0~3.0	15.4
津市安濃町草生字東浦 4113番1地先から津市安濃町草生字東浦 4113番1地先まで	新	3.6~3.9	15.4

3 7 路線名 3605 内多56号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市安濃町内多字見泥 256番6地先から津市安濃町内多字見泥 256番1地先まで	旧	3.0~3.0	33.2
津市安濃町内多字見泥 256番6地先から津市安濃町内多字見泥 256番1地先まで	新	3.4~3.6	33.2

3 8 路線名 3753 内多64号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市安濃町内多字見泥 243番2地先から津市安濃町内多字見泥 243番2地先まで	旧	3.5~3.5	13.1
津市安濃町内多字見泥 243番2地先から津市安濃町内多字見泥 243番2地先まで	新	4.3~4.3	13.1

3 9 路線名 181 新開地8号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市香良洲町字新開地 5963番1地先から津市香良洲町字新開地 5961番3地先まで	旧	2.6~2.6	17.1

津市香良洲町字新開地 5 9 6 3 番 1 地先から津 市香良洲町字新開地 5 9 6 1 番 3 地先まで	新	3.3 ~ 3.3	17.1
--	---	--------------	------

40 路線名 256 地家7号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市香良洲町字地家垣内 3 2 5 番 2 地先から津 市香良洲町字地家垣内 3 2 6 番 3 地先まで	旧	2.7 ~ 3.7	64.2
津市香良洲町字地家垣内 3 2 5 番 2 地先から津 市香良洲町字地家垣内 3 2 6 番 3 地先まで	新	3.5 ~ 4.8	64.2

津市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
1202	栗真町屋町第7号線	津市栗真町屋町字北垣内930番地先から津市栗真町屋町字北垣内926番地先まで	令和3年4月1日
2238	一身田町第5号線	津市一身田町字四ノ坪255番1地先から津市一身田町字四ノ坪255番2地先まで	令和3年4月1日
2273	一身田緑宝第2号線	津市一身田大古曾字鳥ノ道328番1地先から津市一身田大古曾字鳥ノ道327番1地先まで	令和3年4月1日
2326	一身田中野第12号線	津市一身田中野字鳥井ノ前509番1地先から津市一身田中野字鳥井ノ前509番3地先まで	令和3年4月1日
2328	一身田中野第14号線	津市一身田中野字鳥井ノ前510番地先から津市一身田中野字鳥井ノ前510番地先まで	令和3年4月1日
2634	大里山室町第15号線	津市大里山室町字西川原3635番1地先から津市大里山室町字西川原3637番1地	令和3年4月1日

		先まで	
3 6 3 5	上浜町第41号線	津市上浜町四丁目22番1地 先から津市上浜町四丁目22番1地先まで	令和3年4月1日
4 0 2 3	中河原末広町第4号線	津市中河原字城之内516番1地先から津市中河原字城之内515番6地先まで	令和3年4月1日
4 0 2 6	中河原第3号線	津市中河原字城之内503番2地先から津市中河原字城之内499番2地先まで	令和3年4月1日
4 0 9 3	新東町乙部線	津市大字乙部字川田2042番地先から津市大字乙部字川田2040番地先まで	令和3年4月1日
4 1 9 7	八町大園町線	津市新町二丁目125番地先から津市新町二丁目125番地先まで	令和3年4月1日
4 2 1 6	新町第3号線	津市新町二丁目97番地先から津市新町二丁目97番地先まで	令和3年4月1日
4 2 4 7	神納町第2号線	津市神納町310番1地先から津市神納町310番1地先まで	令和3年4月1日
4 2 4 9	神納町第4号線	津市神納町221番1地先から津市神納町222番4地先まで	令和3年4月1日
5 0 6 4	二重池団地第21号線	津市半田字奥青谷3417番10地先から津市半田字奥青谷3417番11地先まで	令和3年4月1日
6 2 2 0	藤方第11号線	津市藤方字米垣内1120番1地先から津市藤方字米垣内1120番1地先まで	令和3年4月1日
		津市垂水字下境793番1地	

6261	垂水第2号線	先から津市垂水字下境793番2地先まで	令和3年4月1日
7205	雲出伊倉津町第14号線	津市雲出伊倉津町字里之西776番1地先から津市雲出伊倉津町字里之西776番1地先まで	令和3年4月1日
107	戸木小戸木線	津市戸木町字桃里2018番1地先から津市戸木町字桃里2018番1地先まで	令和3年4月1日
1212	新家里中1号線	津市新家町字己改1655番3地先から津市新家町字己改1655番1地先まで	令和3年4月1日
1218	新家里中7号線	津市新家町字己改1585番5地先から津市新家町字己改1585番3地先まで	令和3年4月1日
1426	元町17号線	津市久居元町字東出1868番1地先から津市久居元町字東出1868番1地先まで	令和3年4月1日
1429	元町20号線	津市久居元町字東出1872番地先から津市久居元町字東出1871番1地先まで	令和3年4月1日
1441	元町32号線	津市久居元町字東出1954番2地先から津市久居元町字東出1954番2地先まで	令和3年4月1日
1690	東鷹跡10号線	津市久居元町字北出2181番1地先から津市久居元町字北出2181番1地先まで	令和3年4月1日
1710	元町40号線	津市久居元町字北出2189番1地先から津市久居元町字北出2176番1地先まで	令和3年4月1日
1759	戸木里中10号線	津市戸木町字東出2273番地先から津市戸木町字東出2	令和3年4月1日

		273番地先まで	
1761	戸木里中12号線	津市戸木町字東出2321番地先から津市戸木町字東出2321番地先まで	令和3年4月1日
1766	戸木里中17号線	津市戸木町字東出2272番1地先から津市戸木町字東出2272番1地先まで	令和3年4月1日
2508	影重6号線	津市河芸町影重字里中1154番1地先から津市河芸町影重字里中1154番1地先まで	令和3年4月1日
3017	久知野2号線	津市河芸町久知野字橋爪1280番1地先から津市河芸町久知野字橋爪1280番1地先まで	令和3年4月1日
3567	久知野4号線	津市河芸町久知野字里前1724番1地先から津市河芸町久知野字里前1724番7地先まで	令和3年4月1日
170	念仏田追上線	津市芸濃町椋本字新町1870番4地先から津市芸濃町椋本字新町1870番4地先まで	令和3年4月1日
623	若一4号線	津市芸濃町多門字若一846番2地先から津市芸濃町多門字若一845番地先まで	令和3年4月1日
1070	浄土寺連部2号線	津市安濃町連部字ゆふけ125番3地先から津市安濃町連部字ゆふけ125番1地先まで	令和3年4月1日
3120	仲之郷5号線	津市安濃町草生字東浦4113番1地先から津市安濃町草	令和3年4月1

		生字東浦 4 1 1 3 番 1 地先まで	日
3 6 0 5	内多 5 6 号線	津市安濃町内多字見泥 2 5 6 番 6 地先から津市安濃町内多 字見泥 2 5 6 番 1 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
3 7 5 3	内多 6 4 号線	津市安濃町内多字見泥 2 4 3 番 2 地先から津市安濃町内多 字見泥 2 4 3 番 2 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
1 8 1	新開地 8 号線	津市香良洲町字新開地 5 9 6 3 番 1 地先から津市香良洲町 字新開地 5 9 6 1 番 3 地先ま で	令和 3 年 4 月 1 日
2 5 6	地家 7 号線	津市香良洲町字地家垣内 3 2 5 番 2 地先から津市香良洲町 字地家垣内 3 2 6 番 3 地先ま で	令和 3 年 4 月 1 日

津市告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により市道の路線を認定した平成25年11月19日付け津市告示第261号の一部を次のとおり変更する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
2481	野村桜ヶ丘町側道線	津市久居野村町 津市久居桜が丘町	

津市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を決定した平成25年11月19日付け津市告示第260号の一部を次のとおり変更及び訂正する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長m
			幅員m
2481	野村桜ヶ丘町側道線	津市久居野村町字北小膳田900番1地先から津市久居桜が丘町1730番236地先まで	480m 5m～12m

津市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 路線名 5085 半田久居線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市半田字口藤谷3598番10地先から津市半田字口藤谷3598番10地先まで	旧	6.1~11.9	53.5

2 路線名 5085 半田久居線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市神戸字はんの木4177番2地先から津市神戸字はんの木4181番1地先まで	旧	7.6~12.0	124.7
津市神戸字はんの木4177番2地先から津市神戸字はんの木4181番1地先まで	新	6.2~16.6	124.7

3 路線名 5085 半田久居線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市神戸字はんの木4177番2地先から津市神戸字はんの木4180番1地先まで	旧	7.6~12.0	67.5
津市神戸字はんの木4177番2地先から津市神戸字はんの木4180番1地先まで	新	5.4~24.7	67.5

4 路線名 5114 神戸久居第3号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市神戸字名塚 2114番2地先から津市神戸字にんぼう 2128番1地先まで	旧	1.8~ 4.5	398.2
津市神戸字名塚 2114番2地先から津市神戸字にんぼう 2128番1地先まで	新	2.8~ 29.1	374.4

5 路線名 7135 高茶屋小森山第3号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森上野町字野田 18番13地先から津市高茶屋小森上野町字野田 28番1地先まで	旧	2.5~ 5.1	172.9
津市高茶屋小森上野町字野田 18番13地先から津市高茶屋小森上野町字野田 795番1地先まで	新	4.6~ 13.4	259.7

6 路線名 4 新町城山口線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字小膳田 624番4地先から津市久居野村町字小膳田 629番6地先まで	旧	4.8~ 5.0	70.4
津市久居野村町字小膳田 624番4地先から津市久居野村町字小膳田 629番6地先まで	新	4.8~ 8.9	70.4

7 路線名 101 久居藤水線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字北小膳田 900番1地先から津市久居野村町字東山神 1350番3地先まで	旧	5.7~ 6.5	78.8

津市久居野村町字北小膳田900番1地先から津市久居野村町字東山神1350番3地先まで	新	17.8~ 44.6	78.8
--	---	---------------	------

8 路線名 1029 桜ヶ丘団地17号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居桜が丘町1730番198地先から 津市久居桜が丘町1730番263地先まで	旧	5.6~ 6.5	141.0
津市久居桜が丘町1730番271地先から 津市久居桜が丘町1730番263地先まで	新	6.9~ 15.9	141.0

9 路線名 1031 小野辺1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居小野辺町字畠山新田1669番1地 先から津市久居小野辺町字畠山新田1682 番1地先まで	旧	3.3~ 5.7	138.9
津市久居小野辺町字畠山新田1669番1地 先から津市久居小野辺町字畠山新田1682 番1地先まで	新	5.0~ 16.4	210.3

10 路線名 1086 野村16号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居野村町字駒屋603番2地先から津 市久居野村町字小膳田631番1地先まで	旧	2.0~ 2.8	103.3
津市久居野村町字駒屋603番2地先から津 市久居野村町字小膳田631番1地先まで	新	4.6~ 4.6	103.3

11 路線名 1092 野村小野辺線

道路の区域

区域	新旧	幅員	延長

		(m)	(m)
津市久居野村町字小膳田 698番2地先から 津市久居野村町字小膳田 691番地先まで	旧	5.3~ 5.9	88.3
津市久居野村町字小膳田 698番2地先から 津市久居野村町字小膳田 691番地先まで	新	2.5~ 35.4	88.3

1 2 路線名 1329 相川8号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居相川町字硯石 2442番地先から津 市久居相川町字硯石 2437番地先まで	旧	2.6~ 2.6	67.5
津市久居相川町字硯石 2442番地先から津 市久居相川町字硯石 2438番3地先まで	新	2.9~ 11.3	67.5

1 3 路線名 2167 桜ヶ丘脇田山団地線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居相川町字畠山 1706番1地先から 津市久居小野辺町字小池谷 1570番4地先 まで	旧	5.2~ 9.7	88.8
津市久居相川町字畠山 1706番1地先から 津市久居小野辺町字小池谷 1570番4地先 まで	新	5.2~ 12.3	88.8

1 4 路線名 2479 久居相川町側道線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居相川町字硯石 2504番地先から津 市久居相川町字硯石 2494番地先まで	旧	4.0~ 6.0	600.0
津市久居相川町字硯石 2499番地先から津 市久居相川町字硯石 2482番1地先まで	新	5.0~ 20.5	679.4

1 5 路線名 2480 小野辺町側道線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字東山神 1350番地先から 津市久居小野辺町字小池谷 1570番地先まで	旧	5.0 ~ 12.0	530.0
津市久居野村町字東山神 1351番3地先から 津市久居小野辺町字畠山新田 1661番1 地先まで	新	11.4 ~ 30.9	426.7

16 路線名 2481 野村桜ヶ丘町側道線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字北小膳田 900番1地先から 津市久居桜が丘町 1730番236地先まで	旧	5.0 ~ 12.0	480.0
津市久居野村町字北小膳田 904番1地先から 津市久居桜が丘町 1730番281地先まで	新	8.8 ~ 21.9	513.6

17 路線名 2482 高茶屋野村町側道1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 4200番14地 先から津市久居野村町字小膳田 923番1地 先まで	旧	5.0 ~ 12.0	1080.0
津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 4200番7地先 から津市久居野村町字北小膳田 921番1地 先まで	新	5.0 ~ 20.9	926.9

18 路線名 2482 高茶屋野村町側道1号線

道路の区域

区域	新旧	幅員	延長

		(m)	(m)
津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4200番3地先から津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4200番7地先まで	新	6.7~ 16.1	120.4

19 路線名 2483 高茶屋野村町側道2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市高茶屋小森町字野田1809番1地先から津市久居野村町字北小膳田916番地先まで	旧	5.0~ 12.0	955.0
津市高茶屋小森町字野田1810番2地先から津市久居野村町字小膳田699番地先まで	新	4.3~ 22.1	857.4

20 路線名 2484 小野辺野村町側道連絡線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居小野辺町字小膳田663番地先から津市久居野村町字小膳田658番1地先まで	旧	5.0~ 5.0	45.0
津市久居小野辺町字小膳田663番地先から津市久居野村町字小膳田657番地先まで	新	5.0~ 5.0	25.9

21 路線名 4578 三行郡山線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町三行字柾本520番1地先から津市河芸町三行字住持1059番地先まで	旧	3.3~ 10.6	186.0
津市河芸町三行字住持2801番地先から津市河芸町三行字住持1059番地先まで	新	9.6~ 30.2	245.4

22 路線名 4607 杜の街三行1号線

道路の区域

区域	新旧	幅員	延長

		(m)	(m)
津市河芸町杜の街四丁目 776番4地先から 津市河芸町三行字住持 1070番地先まで	旧	9.3~ 42.5	1040.0
津市河芸町杜の街四丁目 795番4地先から 津市河芸町三行字住持 1070番1地先まで	新	9.9~ 42.8	1037.9

23 路線名 4608 杜の街三行2号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町杜の街四丁目 782番6地先から 津市河芸町三行字栃本 526番地先まで	旧	10.1~ 37.8	1020.0
津市河芸町杜の街四丁目 759番2地先から 津市河芸町三行字桺本 525番1地先まで	新	9.9~ 41.0	1032.5

津市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
5085	半田久居線	津市半田字口藤谷3598番10地先から津市神戸字はんの木4177番2地先まで	令和3年4月1日
5085	半田久居線	津市神戸字はんの木4181番1地先から津市神戸字上はんの木3596番2地先まで	令和3年4月1日
5106	神戸久居第1号线	津市神戸字上はんの木3524番地先から津市神戸字上はんの木3549番地先まで	令和3年4月1日
4578	三行郡山線	津市河芸町三行字住持2801番地先から津市河芸町三行字住持1059番地先まで	令和3年4月1日
4607	杜の街三行1号线	津市河芸町杜の街四丁目795番4地先から津市河芸町三行字住持1070番1地先まで	令和3年4月1日
4608	杜の街三行2号线	津市河芸町杜の街四丁目759番2地先から津市河芸町三行字橡本525番1地先まで	令和3年4月1日

津市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

路線名 5520 半田第61号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市半田字口藤谷3598番1地先から津市半田字口藤谷3144番3地先まで	旧	6.2~21.0	493.9
津市半田字口藤谷3598番1地先から津市半田字奥藤谷3157番2地先まで	新	5.1~32.2	500.2

津市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス北部地域の使用料

2 委託先

津市大門15番22号

タカモリ第一交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南部地域（久居北・片田・高茶屋ルート及び久居南・雲出ルート）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南部地域（久居西循環ルート）の使用料

2 委託先

津市稻葉町425番地1

株式会社キタモリ津営業所

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス北西部地域（芸濃地域）の使用料

2 委託先

津市大門15番22号

タカモリ第一交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス北西部地域（安濃地域）の使用料

2 委託先

津市大門15番22号

タカモリ第一交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（美里地域）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（一志地域）の使用料

2 委託先

津市一志町波瀬7015番地

嬉野タクシー有限会社 一志出張所

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（白山地域）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（美杉地域（美杉東ルート及び美杉西路））の使用料

2 委託先

津市中央1番1号
三重交通株式会社

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（美杉地域（美杉南ルート及び美杉循環ルート））の使用料

2 委託先

津市雲出本郷町2086番地2

株式会社カーステージ三重

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年津市告示第40号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町812番地15

代表者 中井 孝行

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中井 孝行 三重県津市雲出島貫町1030番地
変更後	高山 尚 三重県津市雲出島貫町813番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年1月17日の定期総会において改選され、令和3年4月1日から就任することになったため。

津市告示第71号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成18年津市告示第41号）の一部を次のように改正する。

「政策財務部長」を「政策財務部検査担当理事」に改める。

第1号様式中「印」を削る。

第3号様式の2中「印」を削る。

第5号様式、第7号様式及び第8号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

津市公告第31号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和3年3月19日

津市長 前葉泰幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
プレシア小森山公園	津市高茶屋小森町17 16番63	別図の とおり	令和3年3月31日
上浜町六丁目丘の上公園	津市上浜町六丁目10 番44	別図の とおり	令和3年3月31日
浄土寺西公園	津市安濃町浄土寺55 8番23ほか2筆	別図の とおり	令和3年3月31日
つつじが丘渋見北公園	津市渋見町749番3 7	別図の とおり	令和3年3月31日
小森城跡公園	津市高茶屋四丁目11 75番20	別図の とおり	令和3年3月31日

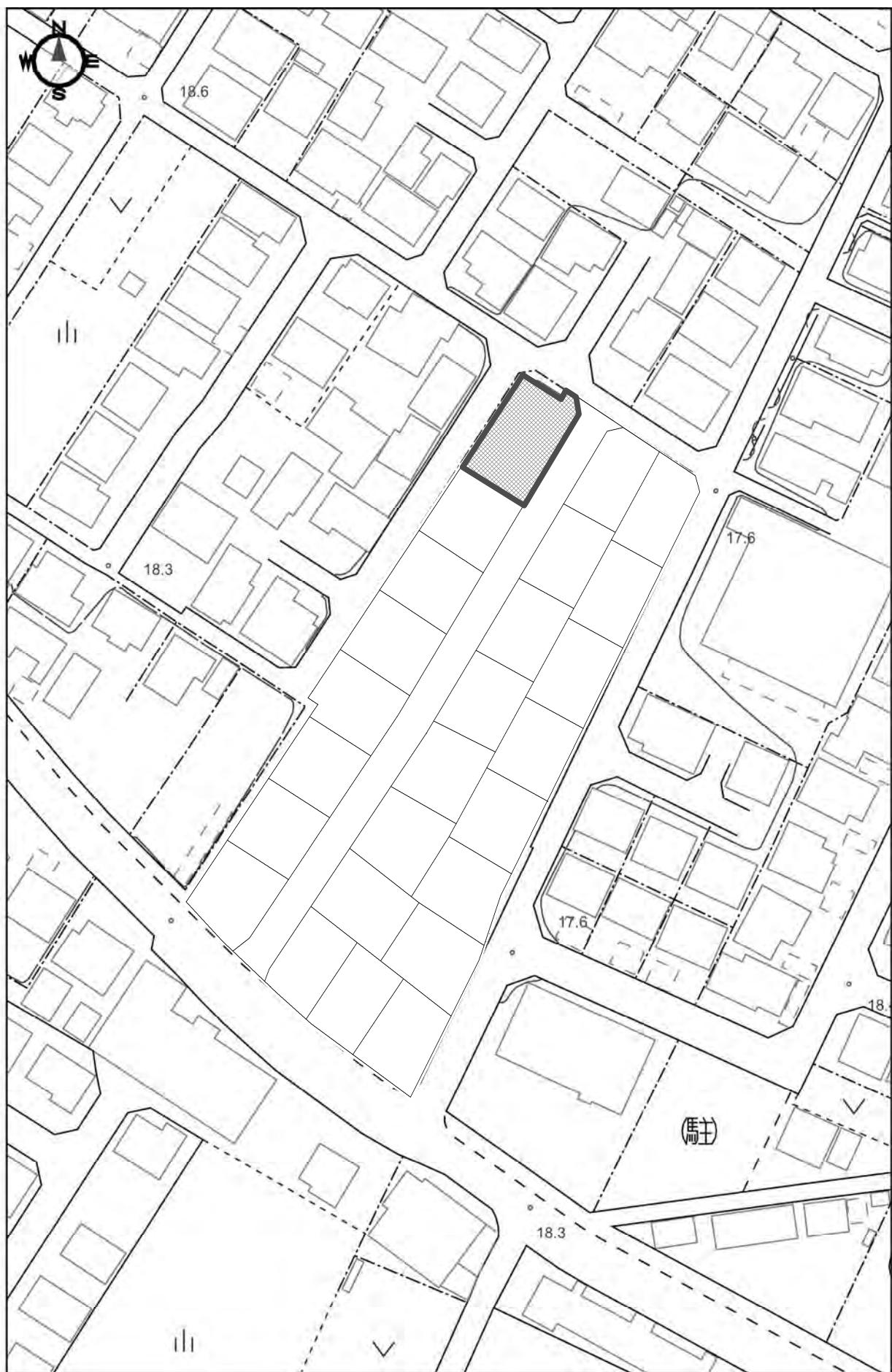
2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

供用開始区域図

プレシア小森山公園



0

40m

1:1,000

供用開始区域図

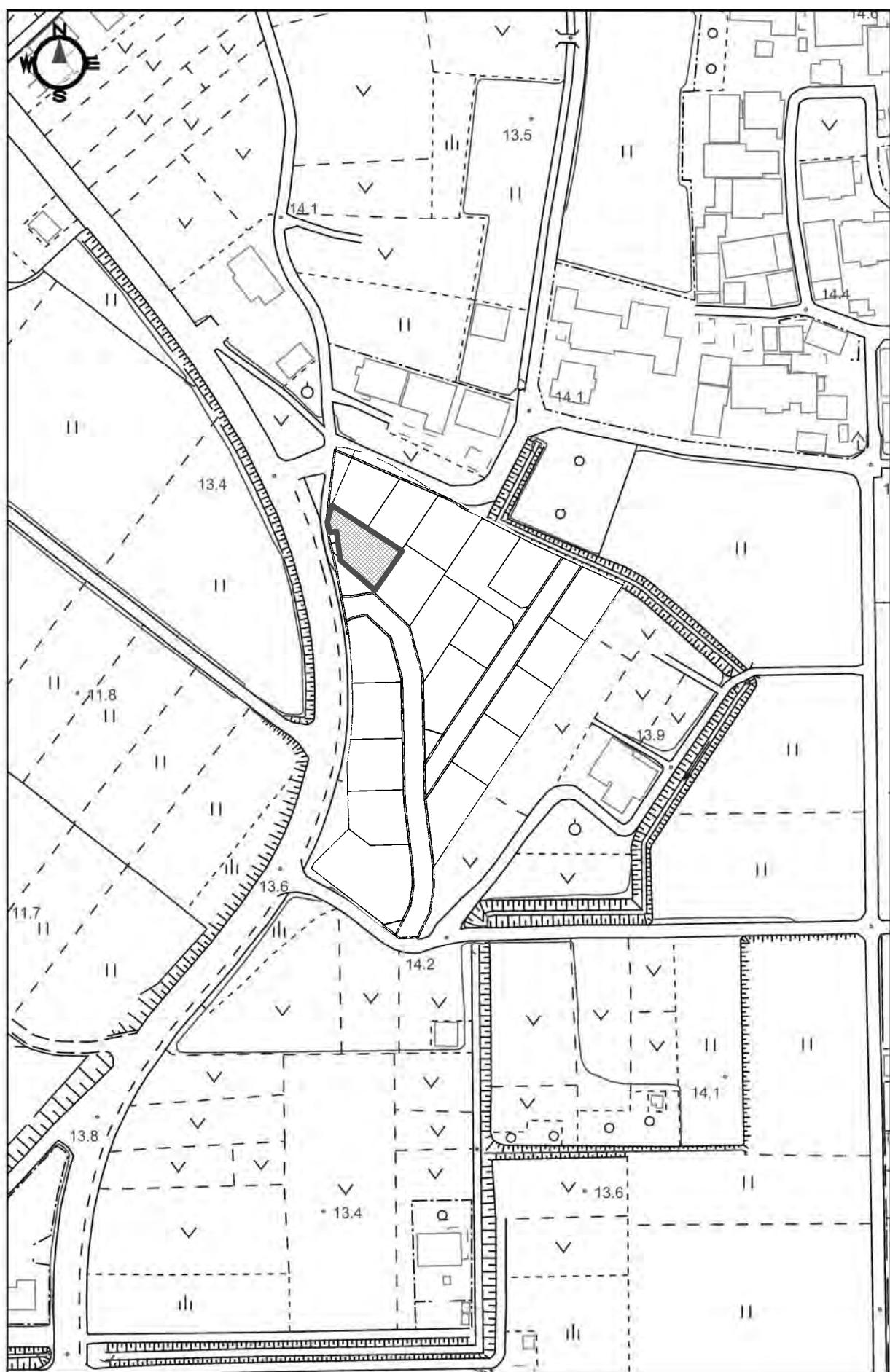
上浜町六丁目丘の上公園



0 70m
1:1,500

供用開始区域図

浄土寺西公園



0 70m
1:1,500

供用開始区域図

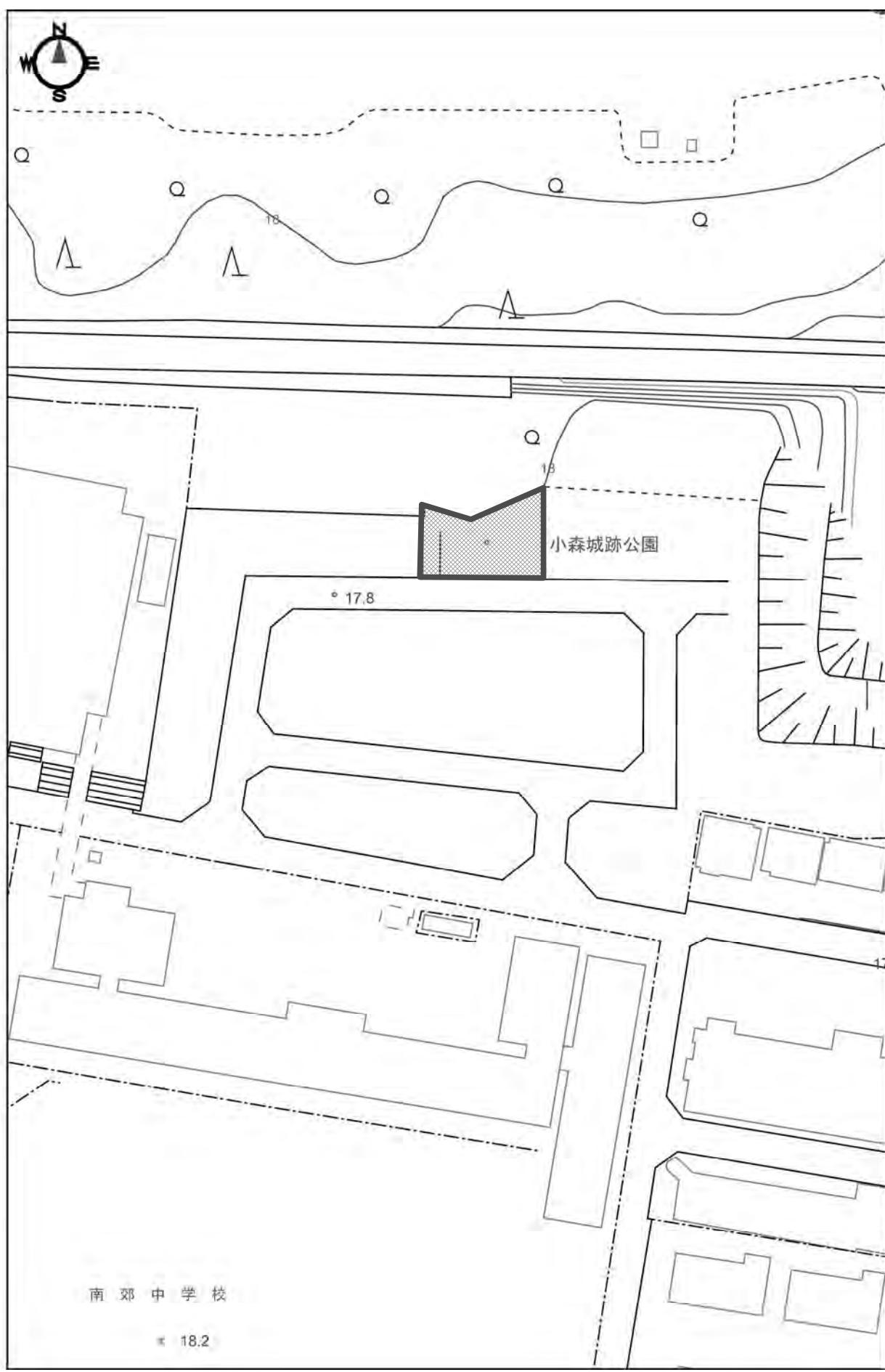
つつじが丘渋見北公園



0
40m
1:1,000

供用開始区域図

小森城跡公園



南郊中学校

° 18.2

0

40m

1:1,000

津市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 都市計画の種類及び名称

安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第35号

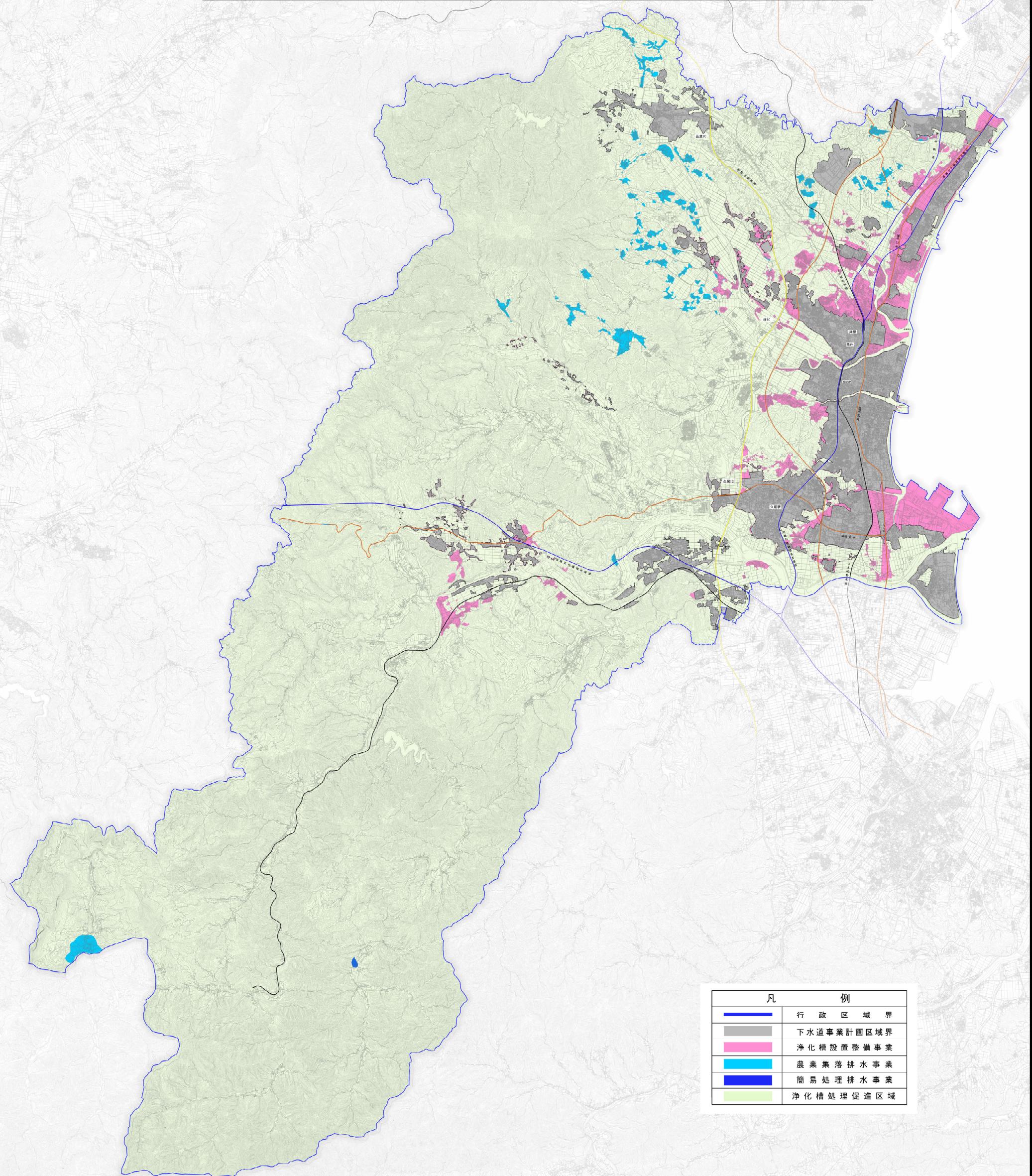
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4第1項により浄化槽処理促進区域の指定をしましたので、同条第3項に基づき、次のとおり公告します。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

位置及び区域 別紙図面のとおり

淨化槽処理促進区域



津市公告第36号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和3年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
雲出本郷町	トイ・プードル	茶 短毛	オス	中	91日 以上	首輪なし

2 抑留日 令和3年3月19日

3 抑留期間 令和3年3月29日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市公告第37号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
河芸町 南黒田	樋廻	2042番1	499	499	農地	農業用施設 用地
芸濃町 萩野	前興	45番1	489	489	農地	農業用施設 用地

津市上下水道事業管理規程で定める申請書等への押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第1号

津市上下水道事業管理規程で定める申請書等への押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、上下水道事業管理規程で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 上下水道事業管理規程で定める申請書等であって、上下水道事業管理規程により押印を要するとされているもののうち、上下水道事業管理者が別に定めるものについては、当該上下水道事業管理規程の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第2号

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業分課規程（令和2年津市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中ケをコとし、カからクまでをキからケまでとし、オの次に次のように加える。

カ 合併処理浄化槽の設置等の届出の受理に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。